

障害保健福祉関係主管課長会議
H18. 6. 26
資料6

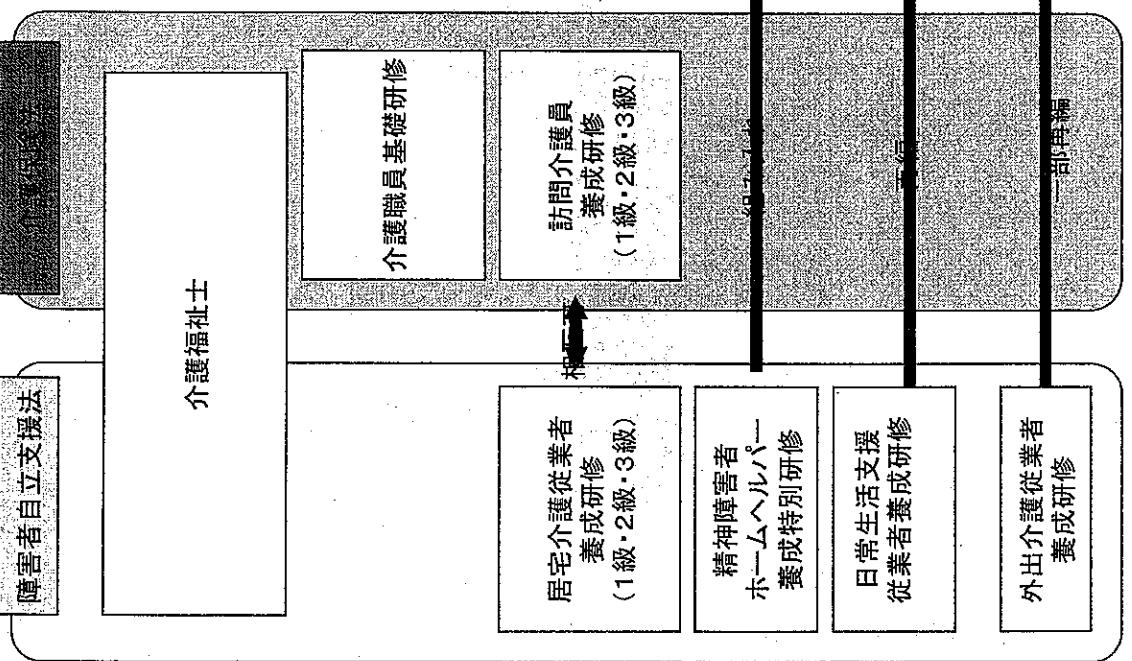
# 居宅介護従業者等養成研修について

## 障害者自立支援法の施行に伴う現行研修の再編等

1. 訪問系サービスの見直し  
障害者自立支援法の施行に伴い、訪問系サービスに係るサービス体系等の見直しを行うこととしている。  
(見直しの内容)
  - ・「重度訪問介護」の新設等（H18.10～）
  - ・「外出支援」の地域生活支援事業への移行（H18.10～）
2. 研修課程の見直し  
このため、現行の居宅介護従業者養成研修等についても、所要の見直しを行うものである。（H18.10～）  
(見直しの内容)
  - ・居宅介護従業者養成研修による精神障害者ホームヘルパー養成研修の組み入れ
  - ・外出介護従業者養成研修の一部を行動援助従業者養成研修に再編
  - ・日常生活支援従業者養成研修を重度訪問介護従業者養成研修に再編

# 障害者自立支援法における訪問系サービス関係研修の整理

18年4月～9月



# 行動援助職従業者養成研修 について

# 行動援護の従業者の資格要件

○ 現行

## ① サービス提供責任者資格要件

- イ)介護福祉士  
ロ)居宅介護従業者養成研修1級課程修了者  
ハ)居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であつて、知的障害者又は知的障害児の福祉に関する事業に5年以上従事した者

○ H18年10月以降

## ① サービス提供責任者資格要件

- イ)介護福祉士  
ロ)介護職員基礎研修の終了者  
ハ)居宅介護従業者養成研修1級課程修了者  
二)居宅介護従業者養成研修2級課程修了者  
以上介護等の業務に従事した者  
木)行動援護従業者養成研修を修了した者(※4)  
のいずれかの要件に該当するものであつて、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に5年以上従事した者

## ② ヘルパー資格要件

- イ)介護福祉士  
ロ)居宅介護従業者養成研修1級課程修了者  
ハ)居宅介護従業者養成研修2級課程修了者  
二)知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者  
であつて、知的障害者又は知的障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に2年以上従事した者

## ② ヘルパー資格要件

- イ)介護福祉士  
ロ)介護職員基礎研修の終了者  
ハ)居宅介護従業者養成研修1級課程修了者  
二)居宅介護従業者養成研修2級課程修了者  
木)行動援護従業者養成研修を修了した者(※4)  
であつて、知的障害者、精神障害者、障害児の直接支援業務に2年以上従事した者 ※1

※1 従業者等の要件については、当分の間、①サービス提供責任者については「5年以上」「3年以上」を設ける

※2 ②サービス提供職員については、「2年以上」「1年以上」とする経過措置を設ける

※3 ①の経過措置は行動援護従業者養成研修課程修了者とする

※4 ①の経過措置によるサービス提供の場合には、30%の減算

※5 H18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了したものと含む。

## サービス提供責任者の経過措置について

現行

介護福祉士・1級ヘルパー・2級ヘルパー  
5年以上の従事経験

サービス提供責任者

施行時  
10月

行動援護従業者養成研修

※1

介護福祉士  
1級ヘルパー・2級ヘルパー  
3年以上の従事経験

知的障害者  
外出介護従業者養成研修修了者  
3年以上の従事経験

行動援護従業者養成研修修了者  
3年以上の従事経験

平成18年10月～平成21年3月  
経過措置

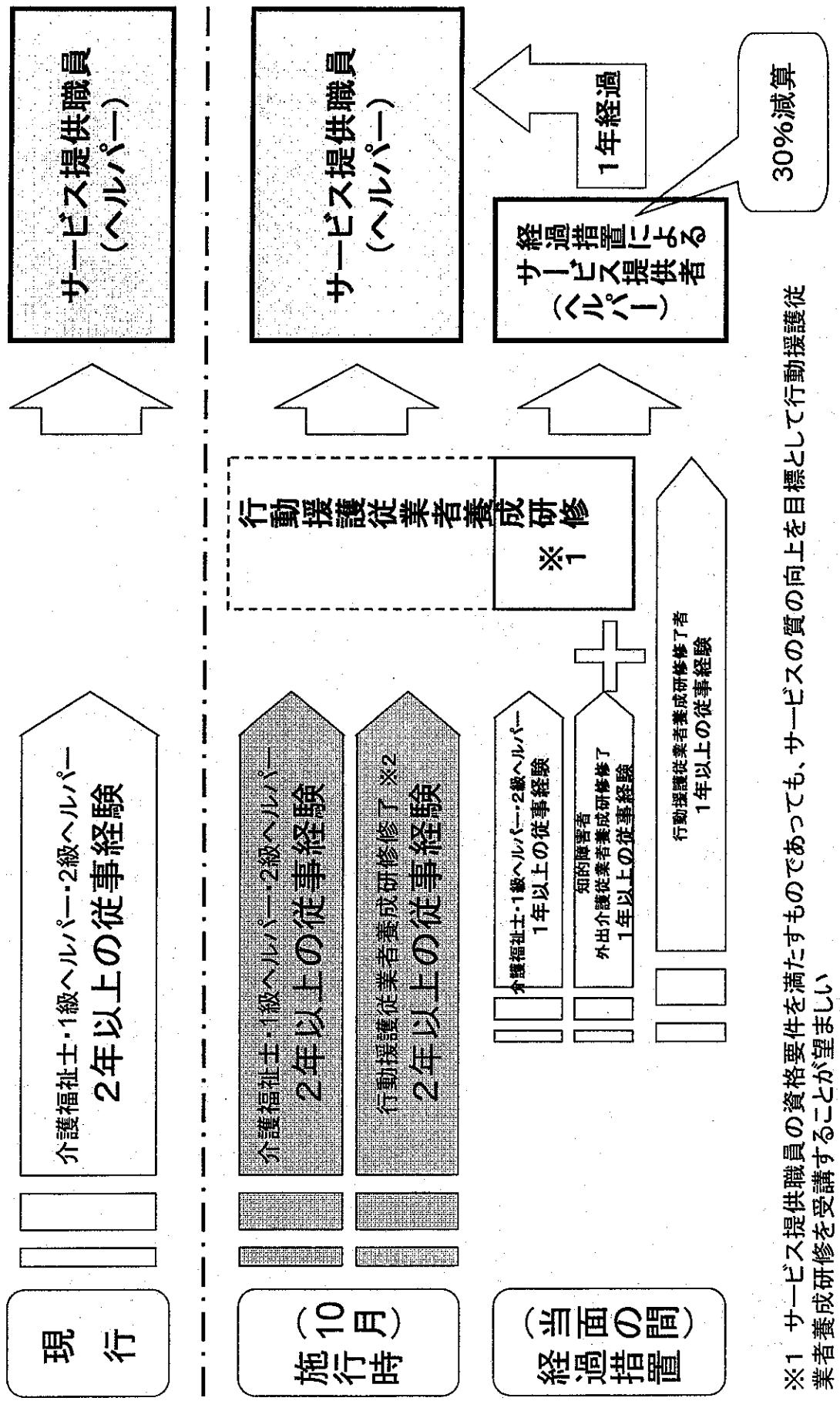
経過措置による  
サービス提供責任者

2年経過

※1 サービス提供責任者の資格要件を満たすものであっても、サービスの質の向上を目標として行動援護従業者養成研修を受講することが望ましい

※2 従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了したものと含む

# サービス提供者(ヘルパー)の経過措置について



※1 サービス提供職員の資格要件を満たすものであっても、サービスの質の向上を目標として行動援護従業者養成研修を受講することが望ましい

※2 従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了したものと含む

# 研修実施上の留意事項と暫定措置

## 【留意事項】

本年10月において行動援護サービスの指定事業者が確保され地域格差が解消され、必要となる者へサービスの利用が可能な実施に配慮されようとするよ  
う、都道府県知事と研修事務の円滑な実施に配慮する。

## 【暫定措置】

H18年度に限り都道府県が行動援護の研修を9月30日までに開催することが困難な場合には、H18年度中の行動援護研修の受講を条件として、行動援護事務の判断基準に従事する。

下記の要件を満たす者は、

- ①サービス提供責任者に従事者養成課程修了者、居宅介護士、介護福祉士、修了した者にて3年以上して3年以内に研修業務に従事した者
- ②サービス提供職員に従事者養成課程修了者、居宅介護士、介護福祉士、修了した者にて1年以上して1年以内に研修業務に従事した者

# 行動援護従業者養成研修

行動援護従業者  
養成中央セミナー

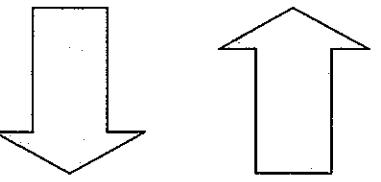
3年間を目標に開催

主催：のぞみの園

後援 厚生労働省

行動援護従業者  
養成研修

実施主体：都道府県



## 【受講対象者】

都道府県での行動援護従業者養成研修の演習(グループリーダー)を担う者を3名程度、また適宜必要と認める者

受講者数：約200名

(各都道府県複数名以上)

## 【受講対象者】

サービス提供責任者、サービス提供職員の要件を満たさない者

サービス提供責任者：従事期間3年以上5年未満の者  
サービス提供職員：従事期間1年以上2年未満の者

要件を満たす者で研修受講の意欲のある者

# 行動援護従業者養成研修カリキュラム

-10-

日程	区分	科目	時間	備考
一日目 講義※	行動援護利用者の障害特性と障害理解に関する講義	行動援護における制度およびサービスに関する講義	二	サービス利用の人権と従事者の職業倫理に関する講義も含む
		行動援護の技術に関する講義	二	行動の予測と対応技術。アセスメントと個別支援計画も含む
	演習	行動援護の事例検討	四	実際の行動援護事例による検討
二日目	行動の理解の実際(及びロールプレイ)	行動の理解の実際の事例検討	三	行動障害の基礎と応用行動分析等による理解の実際と対応技術の習得
		事例分析	四	モデルを使ったグループワークによる演習
三日目		事例分析検討	三	演習結果の発表および講評
		計	二十	

※ビデオ視聴による研修受講も可とする。

## 「行動援護とは」

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい保護をする
- 知的難ずる障をもつて、常時介動要な他の該障害者等が行運動に必に護そするこ
- 知的難すに生じる危険を回避するための介護、外出時にける移動中の便宣を供与するこ
- 知的難すに際援護、外労働省令で定める便宣などをいう。(自立支援法第5条4)

※支援費制度において、平成17年4月より、知的障害者・児を見対象に実施。

# 行動援護のサービス内容

## 3 行動援護について

### (1) サービス内容

行動援護が中心であるサービスは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対する対応で、外出時および外出の前後に、次のようなサービスを行うものである。  
なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。

#### ①予防的対応

初めての場所で何が起ころか分からぬため、不安定になつたり、不安を紛らわすために不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がどれように理解されることは視覚、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときにも問題行動が起ころかを熟知した上で、その予防的対応を行うことなど

#### ②制御的対応

ア 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること  
イ 危険であることを認識できること  
ウ 本人の意志や思いこみにより、突然動かなくなったり、特定のもの(例えば自動車、看板、異性等)に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

#### ③身体介護的対応

ア 便意の認識が出来ない者の介助や排便後の後始末等の対応  
イ 外出中に食事をとる場合の食事介助  
ウ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など

「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」  
(平成18年4月3日障発第0403003号部長通知(抄))

# 行動援護の対象者の基準

- 現行
  - ・ 行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する10項目（最高20点）中、評価合計10点以上を対象
- H18年10月以降
  - ・ 障害程度区分3以上を対象
  - ・ かつ、行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する12項目（最高24点）中、評価合計10点以上を対象



# 行動支援検査項目と認定基準判定

調査項目等	0点	1点	2点
本人独自の表現方法を用いた意思表示(6-3-イ)	意思表示できる	時々、独自の方 法	常に独自 の方法
言葉以外の手段を用いた説明理解(6-4-イ)	説明を理解できる	時々、言葉以外の 方法	常に言葉以 外の方法
食べられないものを口に入れれる(7-ツ)	ない	時々ある	ある(週1回以上) 毎日
多動又は行動の停止(7-ナ)	ない	希にある 月に1回以上	週に1回以上 ほぼ毎日
パニックや不安定な行動(7-ニ)	ない	希にある 月に1回以上	週に1回以上 ほぼ毎日
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為(7-ヌ)	ない	希にある 月に1回以上	週に1回以上 ほぼ毎日
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為(7-ネ)	ない	希にある 月に1回以上	週に1回以上 ほぼ毎日
他人に抱きついたり、断りもなくものをもつくる(7-ノ)	ない	希にある 月に1回以上	週に1回以上 ほぼ毎日
環境の変化により突然発的に通常と違う声を出す(7-ハ)	ない	希にある 月に1回以上	日に1回以上 日に頻回
突然走っていないくなるような突然発的行動(7-ヒ)	ない	希にある 月に1回以上	日に1回以上 日に頻回
過食・反すなどの食事に関する行動(7-フ)	ない	希にある 月に1回以上	週に1回以上 ほぼ毎日
てんかん発作(医師意見書)	年1回以上	換算せず	月1回以上 週1回以上

## 今後の研修スケジュール等について

前期		後期	
	10月		
		18年度都道府県研修 都府県研修では実施準備まで短期間であることから、講義については、中央セミナー講義部分の録画ビデオを9月を目処に配布予定。	
		19年度都道府県研修	
		事業の本格的実施	
		18年度中央セミナー	
		19年度中央セミナー 編集テキストの活用 行動授護研修テキスト編集委員会	
	18年度		19年度

# 重度訪問介護従業者養成研修 について

# 重度訪問介護従業者の資格要件

○ 現行(日常生活支援)

○ H18年10月以降(重度訪問介護)

1. サービス提供責任者資格要件
- イ)介護福祉士  
ロ)居宅介護従業者養成研修1級課程修了者  
ハ)居宅介護従業者養成研修2級課程修了者  
ニ)あって3年以上介護等の業務に従事した者  
二)従業者のうち相当の知識と経験を有する者

2. サービス提供職員資格要件
- イ)介護福祉士  
ロ)居宅介護従業者養成研修1級・2級又は3級課程修了者  
ハ)日常生活支援従業者養成研修修了者

1. サービス提供責任者資格要件
- イ)介護福祉士  
ロ)介護職員基礎研修の終了者  
ハ)居宅介護従業者養成研修2級課程の修了者  
ニ)居宅介護従業者養成研修等の業務に従事した者  
木)サービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者

2. サービス提供職員資格要件(※1)
- イ)介護福祉士  
ロ)介護職員基礎研修の終了者  
ハ)居宅介護従業者養成研修1級、2級又は3級課程の修了者  
ニ)重度訪問介護従業者養成研修修了者(※2)

※1 サービス提供職員については、当分の間、平成18年9月30日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。

※2 平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従業者養成研修を修了した者を含む。

# 「日常生活支援従業者養成研修」から 「重度訪問介護従業者養成研修」への改編について

## 【日常生活支援従業者養成研修】

### 【重度訪問介護従業者養成研修】 【基礎研修】

区分	科 目	時間数
講義	重度身体障害者の地域生活等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1
	基礎的な介護とコミュニケーションの技術に関する実習	5
実習	外出時の介護技術に関する実習	2
	計	10

区分	科 目	時間数
講義	重度身体障害者介護等に関する講義	3
	全身性障害者の疾病、障害等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	2
実習	家事援助の方法に関する講義	1
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	1
演習	全身性障害者の介護技術に関する演習	1.1
	合 計	20

### 【追加研修】

区分	科 目	時間数
講義※	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4
	コミュニケーションの技術に関する講義	2
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1
実習	重度障害者の介護サービス提供現場での実習	3
	計	10

\*ビデオ視聴による研修受講も可とする。

## 「重度訪問介護」とは

### ・自立支援法第5条第3項

(対象者) 重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者につき、

(内容) 居宅における入浴、

排せつ又は  
食事の介護  
その他の厚生労働省令で定める便宜 及び  
外出時における移動中の介護を  
総合的に供与すること。

# 重度訪問介護の利用者像

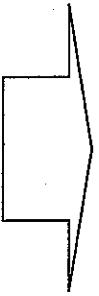
- 障害程度区分が区分4(要介護3程度)以上であつて、下記のいざれにも該当すること
- 1. 二肢以上に麻痺があること
- 2. 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいざれも「できる」以外と認定されていること。

さらに、加算対象として



# 重度訪問介護加算対象者

1. +15%…・重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者

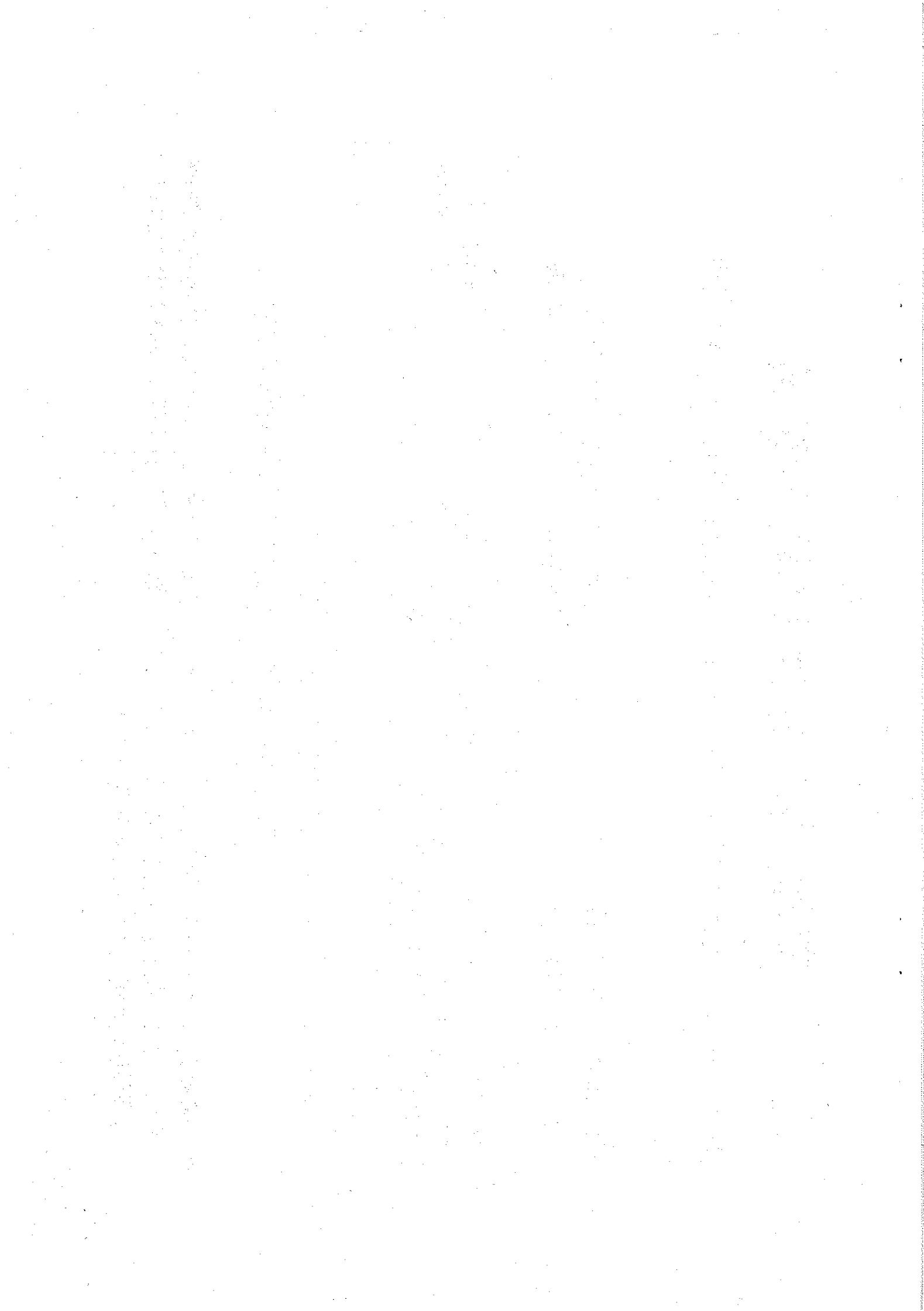


- 障害程度区分が 区分6(要介護5程度) に該当する者のうち、  
意思疎通に著しい困難 を有する者であって、以下に掲げる者

類型	状態像
重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管 理を行っている身体障害者 I類型 ・筋ジストロフィー・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害
最重度知的障害者	II類型 ・重症心身障害者

2. +7.5%…・区分6(要介護5程度)の者で  
重度障害者等包括支援の利用者像以外の者

※ 加算対象となる特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者が多いこと等を踏まえ、緊急時の対応等についての付加的な研修を受講していることを要件とする。



障害保健福祉関係主管課長会議
H18. 6. 26 資料7

# サービス管理者研修について

(注) 資料内容については、今後の検討状況により変更があり得るものである。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

平成18年6月26日

# 「サービス管理責任者研修（指導者研修）」実施要領(案)

## 1 目 的

都道府県が推薦する指導者候補者に対して、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの管理上必要となる講義及び演習を受講させることにより、都道府県が実施するサービス管理責任者研修の指導者の養成するものである。

## 2 受講期間 平成18年9月6日(水)～9月8日(金)(合計3日間)

## 3 研修会場 全国身体障害者総合福祉センター戸山サンライズ (東京都新宿区戸山1-22-1 電話03-3204-3611)

## 4 受講定員 240人(各都道府県から分野別に各1名)

## 5 受講資格 各分野ごとに所定の実務経験を有する者であって、都道府県の推薦を受けた者

## 6 研修内容

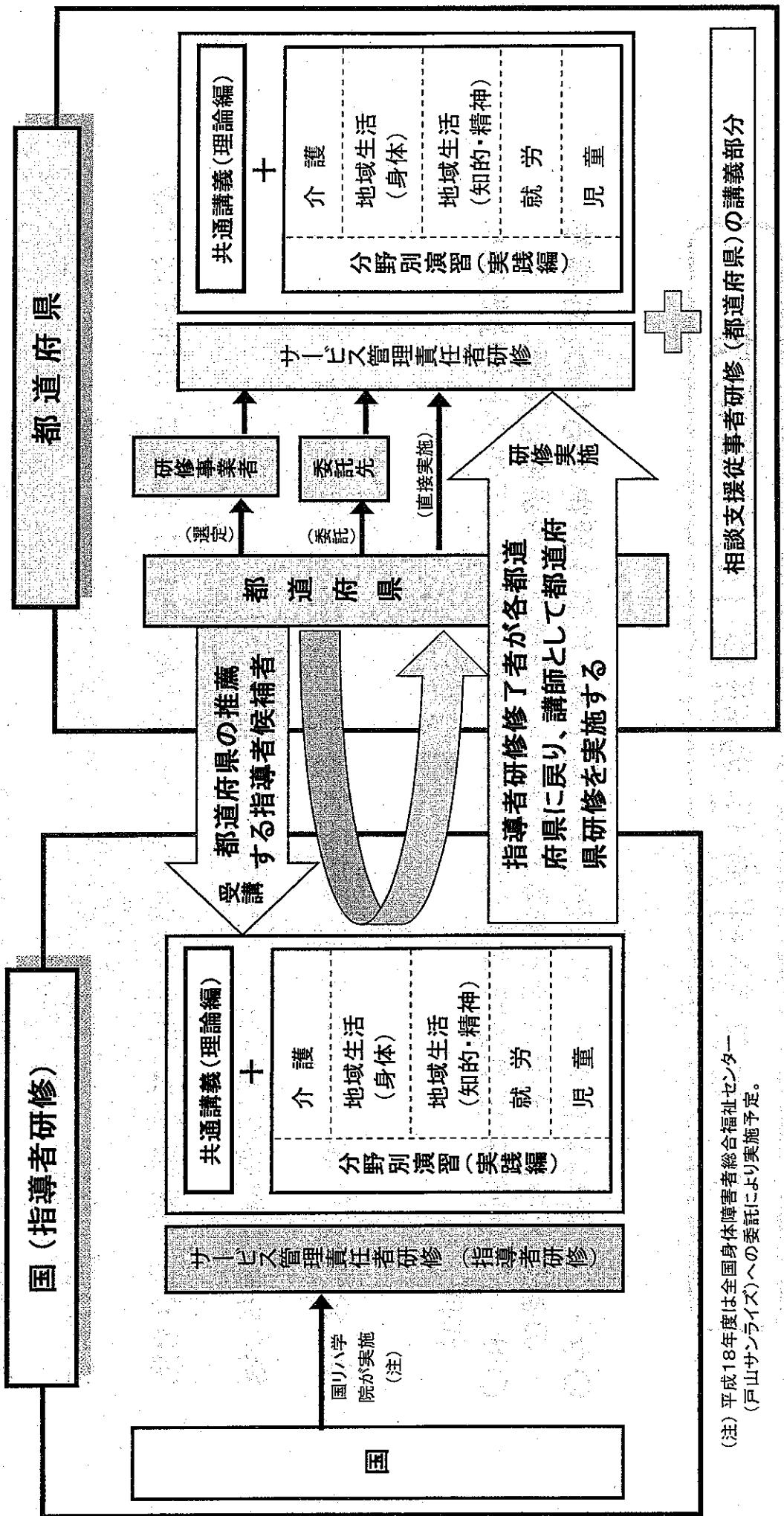
### (1) 講 義 (理論研修)

- ・「障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割」(2時間)
- ・「サービス提供のプロセスと管理」(2時間)
- ・「サービス提供者と関係機関の連携」(2時間)
- ・「分野別のアセスメントとモニタリングの実際(分野別講義)」(3時間)

### (2) 演 習(実践研修)

- ・「サービス提供プロセスの管理の実際:事例研究①(アセスメント編)」
- ・「サービス提供プロセスの管理の実際:事例研究②(個別支援計画編)」
- ・「サービス内容のチェックとマネジメントの実際(事例検討会)」

# 「サービス管理責任者研修」の全体イメージ



## 「サービス管理責任者研修」の分野設定

- サービス管理責任者として必要な専門的知識と技術を習得するため、各事業の機能と特性に対応できる講義と演習により構成される研修を実施。
- サービス管理責任者を養成するため次の5分野を設定。(テキストも分野別に作成)

第1分野：介護 → (療養介護・生活介護(施設入所支援に係るものを含む))

第2分野：地域生活(身体) → (機能訓練)

第3分野：地域生活(知的・精神) → (生活訓練・共同生活援助・共同生活介護)

第4分野：就労 → (就労移行支援・就労継続支援)

第5分野：児童 → (児童デイサービス)

# 「サービス管理責任者」の要件

## 実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年)。(注1,2)

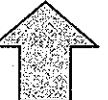


## 研修の修了

新制度における「相談支援従事者研修(講義部分)」を受講(注3,4)



「サービス管理責任者研修」を修了(注5)



サービス管理者として配置

経過措置 平成18年10月～平成21年3月

実務経験の要件を満たしていれば、平成21年3月までの間に「相談支援従事者研修(講義部分)」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

(注1) 実務経験については、「参考1」を参照。  
(注2) グループホーム、ケアホーム、児童デイサービスについては、現にサービス提供を実施している事業者において、実務経験を満たす人材を確保できない場合に限り、平成19年度末までに「相談支援従事者研修(講義部分)」と「サービス管理責任者研修」を受講・修了することを条件として、3年以上の実務経験をもつて暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

(注3) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、講義部分(「参考2」の2日間の部分)をいう。

(注4) 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者は、平成18年度以降、経過措置終了までの間に「相談支援従事者初任者研修」(1日)を受講した場合、新制度において複数種類の事業のサービス管理責任者研修」のうち、該当する機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者研修」を修了する必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも

一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

**参考1**

**サービス管理責任者の実務経験**

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	<p>施設等において相談支援業務に従事する者</p> <p>(1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等に於ける相談支援業務、就労支援業務、特別支援業務、特別支援教育における相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上ある者</p>	5年以上
① 相談支援業務	<p>医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等に於ける相談支援業務、就労支援業務、特別支援業務、特別支援教育における相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上ある者</p>	5年以上
就労支援	特別支援教育における相談・教育相談の業務に従事する者	5年以上
② 直接支援業務	<p>その他これらの方に準ると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p> <p>施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p> <p>盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者</p>	10年以上
③ 有資格者等	<p>その他これらの方に準ると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p> <p>上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員主任用資格者 (4) 保育士</p>	5年以上
	上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

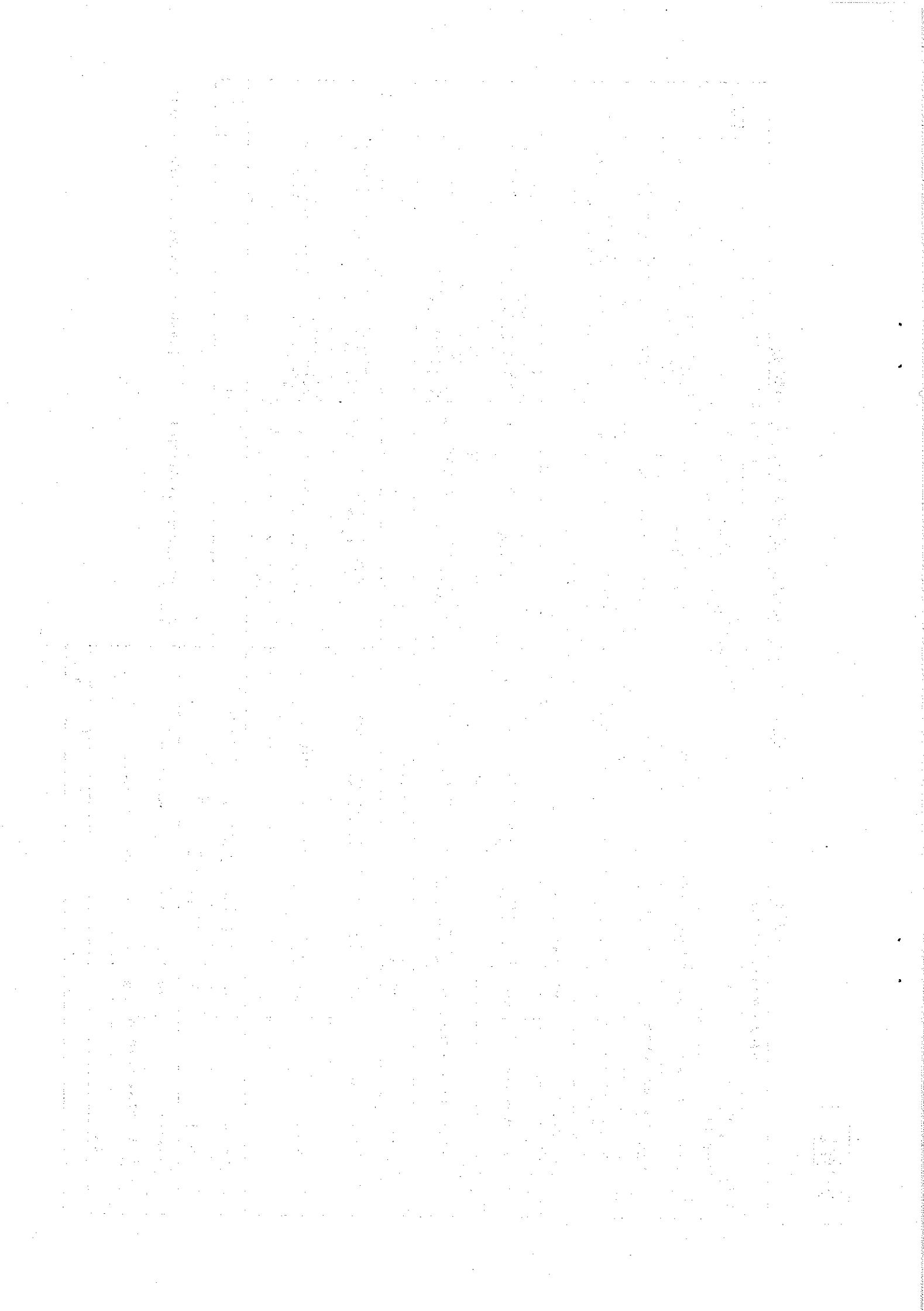
\*1 國家資格等とは、医師、歯科医師、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、精神保健士を含む。）

## 参考2

### 相談支援従事者研修とサービス管理責任者研修との関係

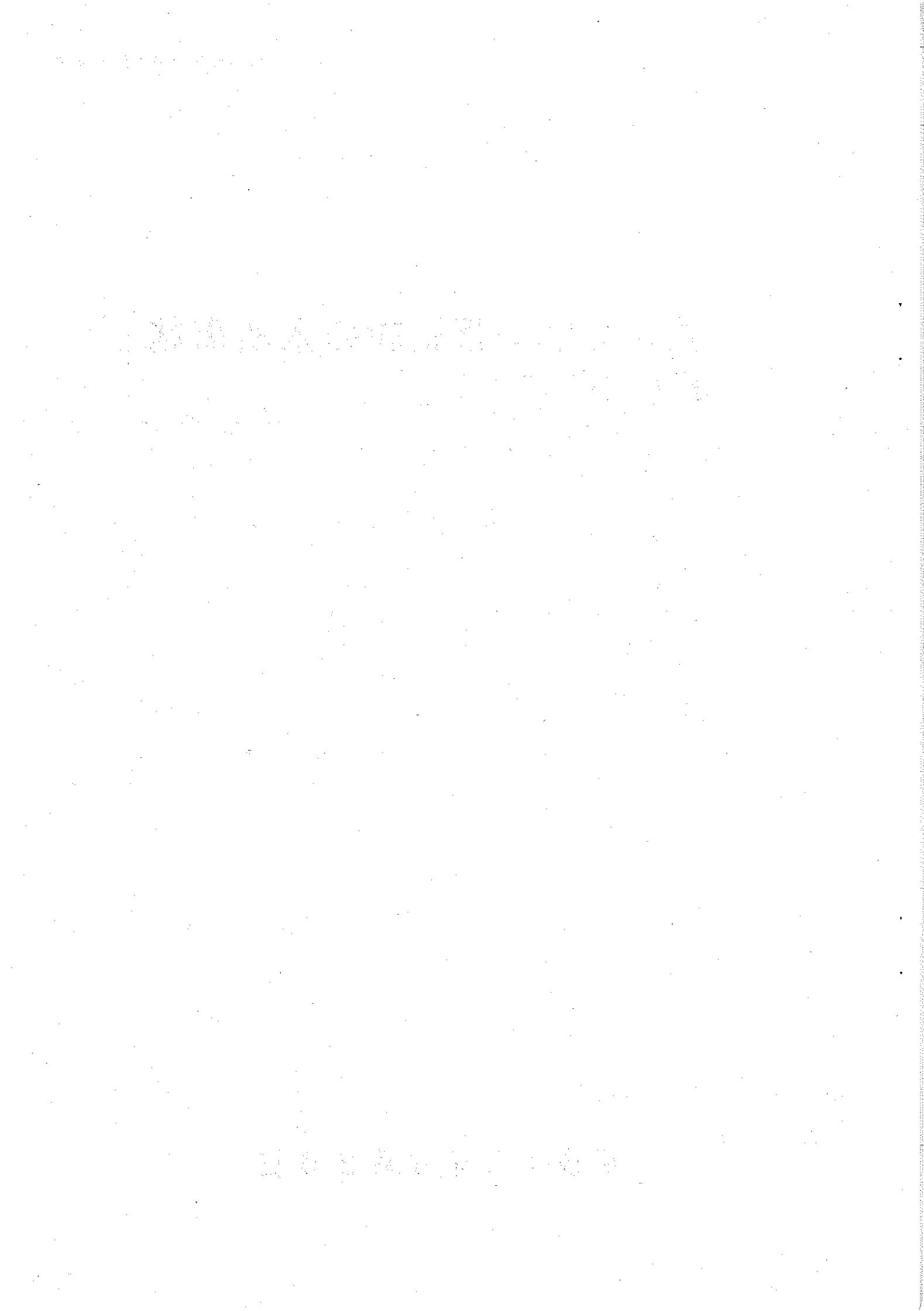
障害者相談支援従事者研修カリキュラム(案)						サービス管理責任者研修カリキュラム(案)							
日数	科目	方法	獲得目標	時間数	日数	科目	方法	獲得目標	時間数	日数	科目	方法	
1日目  相談支援事業と相談支援専門員 (概論)	開講式・オリエンテーション	講義	障害者自立支援法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。	1.5	1日目	障害者自立支援法とサービス管理制度の役割	講義	障害者自立支援法における各事業の機能とサービス内容、サービス管理制度について解説する。	2	1日目	障害者自立支援法とサービス管理制度の役割	講義	障害者自立支援法における各事業の機能とサービス内容、サービス管理制度について解説する。
2日目  障害者自立支援法におけるケアマネジメント手法	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの位置付けと支給決定プロセス(相談支援の流れ)、基本姿勢について理解する。	講義	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの位置付けと支給決定プロセス(相談支援の流れ)、基本姿勢について理解する。	3	2日目	障害程度区分と障害機関の運営	講義	実際のサービス提供現場において、事業者又はサービス提供者自身がそのプロセス全体の質を確保する上に必要なサービス管理制度について解説する。	2	2日目	障害程度区分と障害機関の運営	講義	実際のサービス提供現場において、事業者又はサービス提供者自身がそのプロセス全体の質を確保する上に必要なサービス管理制度について解説する。
3日目  障害者の地域生活支援	障害者の地域生活支援	講義	障害者の地域生活における人の支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援を理解する。	1.5	3日目	分野別のアセスメントとサービス提供の基本姿勢	講義	個別支援計画の内容を左右するアセスメントとサービス提供の基本的姿勢が異なることから、分野別のアセスメントについて解説する。	3	3日目	分野別のアセスメントとサービス提供の基本姿勢	講義	個別支援計画の内容を左右するアセスメントとサービス提供の基本的姿勢が異なることから、分野別のアセスメントについて解説する。
4日目  権利擁護	障害者のケアマネジメント(紙面)	講義	ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方の理解を深める。	2	4日目	初期状態からの把握から個別支援計画の作成(事例研究①)	演習	初期状態からの把握から個別支援計画の作成による利用者像の正確な把握から各事業を理解した上で、以下の点に注意しながら到達すべき目標の設定と、その実現のための個別支援計画の作成について演習する。	4	4日目	初期状態からの把握から個別支援計画の作成(事例研究②)	演習	初期状態からの把握から個別支援計画の作成による利用者像の正確な把握から各事業を理解した上で、以下の点に注意しながら到達すべき目標の設定と、その実現のための個別支援計画の作成について演習する。
5日目  実習ガイダンス	ケアマネジメントの展開	演習	実例を通して、アセスメント・モニタリング・実施評価の活用と調査、アセスメント利用計画作成・社会資源の活用について理解する。	6	5日目	中間評価に基づく支援方針の修正と終了時評価(事例研究③)	演習	中間評価に基づく支援方針の修正と終了時評価(事例研究③)	3	5日目	サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)	演習	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス提供者がシミュレーションし、サービス提供者としてサービス内容を理解する様なサービス管理制度について演習する。
6日目  実習まとめ	実習まとめ	演習	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる※1	1	6日目	課外実習で作成した各自のアセスメント表とマネジメント手法を実践する。	演習	課外実習で作成した各自のアセスメント表とマネジメント手法を実践する。	7	6日目	課外実習で作成した各自のアセスメント表とマネジメント手法を実践する。	演習	課外実習で作成した各自のアセスメント表とマネジメント手法を実践する。
7日目  地域自立支援協議会の役割と活用	地域自立支援協議会の役割と活用	講義	実施事例の事務的・客観的評価により実習の総括を行う。	3	7日目	実施事例の事務的・客観的評価により実習の総括を行う。	演習	実施事例の事務的・客観的評価により実習の総括を行う。	3	7日目	実施事例の事務的・客観的評価により実習の総括を行う。	演習	実施事例の事務的・客観的評価により実習の総括を行う。
8日目  閉講式	閉講式				8日目	計			19	8日目	計		

\* サービス管理責任者研修の受講者は、[ ] で用ひた部分を受講することで研修修了の要件を満たす。



## 国立更生援護施設の入所事務 等について

平成18年6月26日



## 1 障害者自立支援法施行に伴う国立更生援護施設の運営について

- (1) 国立更生援護施設は、「身体障害者のリハビリテーションに関する施策を推進するため、身体障害者のリハビリテーションに関する我が国の先駆的・指導的役割を果たすナショナルセンターとして、医療から職業訓練までの一貫したリハビリテーションを実施する」とともに「重複障害を有する最重度の知的障害児の保護及び指導」などを行い、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営している。
- (2) 国立更生援護施設は、これまで支援費制度における都道府県の指定は必要としなかつたが、平成18年10月より障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設に位置づけられることから、今後、平成18年10月の新サービス体系への移行（経過措置なし）に向け、施設所在地の道県知事（北海道、栃木県、埼玉県、静岡県、兵庫県、福岡県、大分県）に対して障害者支援施設の指定手続きを行うこととなるので、特段のご配慮をお願いする（具体的に適用する施設障害福祉サービスは検討中）。  
また、国立更生援護施設は、入所を希望する者の住所地に関係なく、全国を対象としており、現入所者についてみれば、その出身地は44都道府県391市町村に及んでいるところであり、これら国立更生援護施設の利用者について、各都道府県、市町村において策定する障害福祉計画のサービス見込み量等に適切に反映されるようよろしくお願いする。
- (3) 現在、国立更生援護施設へ入所する場合の手続きは、支援費制度における手続きと異なり市町村の意見書を受け、施設利用者との契約により利用しているところであるが、平成18年10月以降、施設利用者は、障害者自立支援法第19条第1項の規定に基づき「市町村からの支給決定」を受け、同法第22条第5項の規定に基づき市町村が交付する「受給者証」により行うこととなる。  
また、利用者負担の決定事務についても、市町村において行うとともに、自立支援給付についても、市町村から給付を行うこととなるので管内市町村等関係機関に対して周知徹底方よろしくお願いする。  
このため、平成18年10月以降、引き続き施設を利用する現入所者については、市町村から新たな障害程度区分による訓練等給付等の支給決定を受ける必要があることから、今後、各国立更生援護施設から関係市町村に対して確認の連絡を入れるので、この点についても管内市町村及び関係機関に対して、周知徹底方よろしくお願いする。

## 2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

- (1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、並びに、調査及び研究等を行い、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とした法人である。
- (2) のぞみの園は、入所を希望する者の居住地に関係なく、全国を対象としており、現入所者についてみれば、その出身地は45都道府県270市町村に及んでいるところであり、各都道府県、市町村において策定する障害福祉計画においては、のぞみの園の入所者の地域移行を念頭に置きながら数値目標を設定する等サービス見込み量等について、当施設の利用者が適切に反映されるようよろしくお願ひする。
- (3) 平成18年10月以降において当施設へ入所する場合の手続きは、障害者自立支援法第19条第1項の規定に基づき、「市町村からの支給決定」を受け、同法第22条第5項の規定に基づき市町村が交付する「受給者証」により行うこととなるので、関係市町村に対して周知方お願ひしたい。  
なお、のぞみの園においては、現在、新たな施設・事業体系の移行に向けての準備を進めているところであるが、当法人には事業者に関する経過措置がないため、平成18年10月以降、引き続き施設を利用する現入所者については、市町村から新たな障害程度区分による訓練等給付等の支給決定を受ける必要があることから、今後、のぞみの園から関係市町村に対して確認の連絡を入れるので、この点についても管内市町村関係機関に対して、周知徹底方よろしくお願ひする。

## 1 国立更生援護施設の概要

施設名	所在地	現行事業内容等
<b>国立身体障害者リハビリテーションセンター</b> (更生訓練所・病院・研究所・学院)  TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102 <a href="http://www.rehab.go.jp/">http://www.rehab.go.jp/</a> <p>我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として以下の事業等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者に対する総合的リハビリテーション</li> <li>②リハビリテーション技術の研究と開発</li> <li>③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修</li> <li>④リハビリテーションに関する情報の収集と提携</li> <li>⑤リハビリテーションに関する国際協力</li> </ul>	埼玉県 所沢市	<p>ア 一般リハビリテーション課程          肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等に対し、職業、職能訓練の実施          定員 330名</p> <p>イ 理療教育課程          中途失明者等に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施          ・高卒3年課程          定員 135名          ・中卒5年課程          定員 75名</p> <p>ウ 生活訓練課程          中途失明者等に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施          定員 20名</p>
<b>国立函館視力障害センター</b> TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383 <a href="http://www.hakodate-nhb.go.jp/">http://www.hakodate-nhb.go.jp/</a>	北海道 函館市	<p>ア 理療教育課程          中途失明者等に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施          ・高卒3年課程          定員 各センター90名          ・中卒5年課程          定員 各センター75名</p>
<b>国立塩原視力障害センター</b> TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941 <a href="http://www.shiobara-nhb.go.jp/">http://www.shiobara-nhb.go.jp/</a>	栃木県 那須塩原市	<p>イ 生活訓練課程          中途失明者等に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施          定員 各センター10名</p>
<b>国立神戸視力障害センター</b> TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122 <a href="http://www.kobe-nhb.go.jp/">http://www.kobe-nhb.go.jp/</a>	兵庫県 神戸市	<p>イ 生活訓練課程          中途失明者等に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施          定員 各センター10名</p>
<b>国立福岡視力障害センター</b> TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365 <a href="http://www.fukuoka-nhb.go.jp/">http://www.fukuoka-nhb.go.jp/</a>	福岡県 福岡市	<p>主に肢体不自由者で最重度といわれる「頸髄損傷」に対し以下の訓練を実施          ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施          ・職能訓練          ・ケースワーク、心理判定等の社会的・心理的リハビリテーションの実施          定員 各センター100名</p>
<b>国立伊東重度障害者センター</b> TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571 <a href="http://www.ito-nrh.go.jp/">http://www.ito-nrh.go.jp/</a>	静岡県 伊東市	<p>主に肢体不自由者で最重度といわれる「頸髄損傷」に対し以下の訓練を実施          ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施          ・職能訓練          ・ケースワーク、心理判定等の社会的・心理的リハビリテーションの実施          定員 各センター100名</p>
<b>国立別府重度障害者センター</b> TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794 <a href="http://www.beppu-nrh.go.jp/">http://www.beppu-nrh.go.jp/</a>	大分県 別府市	<p>知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施          定員 125名</p>
<b>国立秩父学園</b> TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253 <a href="http://www.chichibu-gakuen.go.jp/">http://www.chichibu-gakuen.go.jp/</a>	埼玉県 所沢市	<p>知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施          定員 125名</p>

## 2 国立更生援護施設入所者の出身市町村一覧

(平成18年5月31日現在)

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
1	北海道	函館市	10
2		札幌市	9
3		旭川市	2
4		北見市	1
5		網走市	2
6		江別市	2
7		苫小牧市	2
8		釧路市	1
9		岩見沢市	1
10		千歳市	1
11		名寄市	1
12		芦別市	1
13		白老町	1
14		知内町	1
15		浜中町	1
16		北斗市	3
17		八雲町	2
18		上磯町	1
19		根室市	1
20		室蘭市	1
21		枝幸町	1
22		平取町	1
23	青森県	青森市	3
24		黒石市	1
25		十和田市	2
26		八戸市	2
27		板柳町	1
28		田子町	1
29		横浜町	1
30		五所川原市	1
31		階上町	1
32		東北町	1
33		六ヶ所村	1
34	岩手県	久慈市	2
35		盛岡市	2
36		陸前高田市	2
37		普代村	1
38		金ヶ崎町	1
39		滝沢村	1
40		二戸市	1
41		一関市	1
42		花巻市	1
43		矢巾町	1
44		宮古市	1
45	宮城県	仙台市	4
46		気仙沼市	3
47		東松島市	1
48		鳴子町	1
49		名取市	2
50		美里町	1
51		鳴瀬町	1
52		登米市	1
53	秋田県	秋田市	1
54		鹿角市	1
55		北秋田市	1
56		横手市	1
57		美郷町	1
58		大仙市	1
59	山形県	天童市	1
60		南陽市	1
61	福島県	福島市	1
62		郡山市	1
63		いわき市	1
64		棚倉町	1
65		国見町	1
66		浅川町	1
67		二本松市	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
68	福島県	東和町	1
69		郡山市	2
70		船引町	1
71		塩川町	1
72	茨城県	水戸市	1
73		土浦市	2
74		結城市	4
75		筑西市	3
76		日立市	3
77		桜川市	2
78		鹿嶋市	2
79		石岡市	1
80		牛久市	2
81		古河市	1
82		取手市	2
83		龍ヶ崎市	1
84		北茨城市	2
85		常陸大宮市	1
86		神栖町	1
87		下館市	1
88		茨城町	1
89	栃木県	宇都宮市	2
90		今市市	1
91		大田原市	1
92		足利市	1
93		佐野市	2
94		栃木市	1
95		那須塩原市	3
96		矢板市	1
97		芳賀町	1
98		益子町	1
99		河内町	1
100		大平町	2
101		日光市	2
102		真岡市	1
103	群馬県	高崎市	4
104		伊勢崎市	2
105		桐生市	3
106		沼田市	1
107		前橋市	3
108		渋川市	3
109		富岡市	2
110		太田市	1
111		邑楽町	1
112		大泉町	1
113		安中市	1
114	埼玉県	棟東村	1
115		吉岡町	1
116		月夜野町	1
117		さいたま市	12
118		ふじみ野市	1
119		羽生市	2
120		越谷市	3
121	東京都	狹山市	6
122		戸田市	1
123		坂戸市	1
124		三芳町	1
125		所沢市	15
126		小鹿野町	1
127		松伏町	1
128		菖蒲町	1
129		上尾市	4
130		朝霞市	1
131		東松山市	1
132		入間市	3
133		八潮市	1
134		飯能市	2

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
135	埼玉県	北本市	2
136		嵐山町	1
137		蓮田市	2
138		富士見市	1
139		新座市	1
140		鳩山町	1
141		蕨市	1
142		川越市	4
143		川口市	6
144		川島町	1
145		草加市	1
146		秩父市	2
147		岡部町	1
148		吉田町	1
149		白岡町	1
150		日高市	1
151		三郷市	1
152	千葉県	千葉市	6
153		流山市	2
154		船橋市	4
155		柏市	3
156		野田市	2
157		市原市	1
158		成田市	1
159		旭市	2
160		袖ヶ浦市	2
161		印西市	1
162		鎌ヶ谷市	1
163		いすみ市	1
164		市川市	3
165		松戸市	2
166		木更津市	1
167	東京都	あきる野市	1
168		稻城市	1
169		葛飾区	6
170		江戸川区	3
171		江東区	4
172		渋谷区	2
173		荒川区	4
174		小平市	1
175		新宿区	3
176		杉並区	8
177		世田谷区	3
178		清瀬市	2
179		青梅市	2
180		足立区	2
181		台東区	2
182		練馬区	7
183		大田区	5
184		中野区	1
185		町田市	1
186		東久留米市	4
187		八王子市	1
188		東村山市	2
189		板橋区	4
190		豊島区	2
191		府中市	3
192		武藏村山市	3
193		武藏野市	2
194		文京区	2
195		北区	2
196		墨田区	3
197		立川市	3
198		狛江市	1
199		昭島市	1
200		日野市	1
201		多摩市	1
202		港区	1
203		国分寺市	1
204		西東京市	2
205		調布市	1
206		奥多摩町	1
207	神奈川県	座間市	1
208		横浜市	4
209		城山町	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
210	神奈川県	川崎市	3
211		相模原市	1
212		大和市	1
213		厚木市	1
214	新潟県	柏崎市	2
215		阿賀野市	1
216		新潟市	5
217		朝日村	1
218		長岡市	1
219		真野町	1
220		小須戸町	1
221		川西町	1
222	富山県	小矢部市	1
223		高岡市	1
224		石川県	1
225	福井県	金沢市	1
226		三国町	1
227	敦賀市	春江町	1
228		富士河口湖町	1
229		山梨市	1
230		都留市	1
231	長野県	長野市	1
232		上田市	1
233		佐久市	1
234	岐阜県	岐阜市	2
235		岐南町	1
236		下呂市	1
237	静岡県	静岡市	4
238		伊東市	1
239		沼津市	6
240		焼津市	1
241		島田市	2
242		熱海市	1
243		函南町	2
244		浜松市	2
245		袋井市	1
246		浜北市	1
247	愛知県	菊川市	1
248		名古屋市	8
249		清須市	1
250		愛西市	1
251		春日井市	1
252		津島市	1
253		稲沢市	1
254		北名古屋市	1
255		一宮市	1
256		田原市	1
257		西尾市	2
258		桑名市	1
259		伊勢市	1
260		南伊勢町	1
261	滋賀県	甲良町	1
262		愛荘町	1
263		守山市	1
264		長浜市	1
265	京都府	福知山市	1
266		亀岡市	1
267		舞鶴市	1
268		久御山町	1
269		八幡市	1
270		綾部市	1
271	大阪府	東大阪市	1
272		島本町	1
273		大阪市	4
274		柏原市	1
275		茨木市	3
276	兵庫県	神戸市	17
277		明石市	7
278		小野市	1
279		西宮市	3
280		姫路市	5
281		芦屋市	1
282		三木市	1
283		丹波市	2
284		加古川市	3

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
285	兵庫県	高砂市	1
286		尼崎市	3
287		宍粟市	1
288		多可町	1
289		上郡町	1
290		淡路市	1
291	奈良県	奈良市	1
292	鳥取県	鳥取市	1
293	島根県	松江市	1
294	広島県	広島市	1
295		東広島市	2
296		吳市	2
297	山口県	下関市	1
298		防府市	1
299		美祢市	1
300	徳島県	徳島市	1
301		阿南市	2
302		勝浦町	1
303	香川県	観音寺市	1
304	愛媛県	伊予市	1
305		松山市	2
306		東温市	1
307		今治市	1
308	高知県	安芸市	1
309		高知市	1
310	福岡県	鞍手町	2
311		宇美町	1
312		うきは市	1
313		金田町	1
314		古賀市	2
315		行橋市	1
316		香春町	1
317		志免町	1
318		前原市	1
319		大牟田市	2
320		直方市	1
321		粕屋町	1
322		福岡市	23
323		北九州市	8
324	佐賀県	久留米市	2
325		筑紫野市	1
326		川崎町	1
327		大刀洗町	1
328		宗像市	1
329		みやこ町	1
330		田川市	2
331		飯塚市	5
332		大任町	1
333		柳川市	1
334		八女市	1
335		福津市	1
336	長崎県	基山町	1
337		鳥栖市	2
338		唐津市	1
339		有田町	1
340		佐賀市	1
341		肥前町	1
342		嬉野市	1
343		みやき町	2
344	熊本県	佐世保市	4
345		壱岐市	2
346		加津佐町	2
347		西海市	1
348		対馬市	1
349		長崎市	3
350		諫早市	3
351		北有馬町	1
352		佐々町	1
353		大村市	1
354		玉之浦町	1
355	大分県	錦町	1
356		熊本市	2
357		山鹿市	1
358		山都町	1
359		小国町	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
360	熊本県	相良村	1
361		南小国町	1
362		水上村	1
363		益城町	1
364		蘇陽町	1
365		天草市	1
366		合志市	1
367	宮崎県	宇佐市	2
368		大分市	3
369		別府市	1
370		日田市	1
371		由布市	1
372		豊後大野市	1
373		国東市	1
374		津久見市	1
375	鹿児島県	宮崎市	2
376		延岡市	2
377		都城市	1
378		日南市	2
379		西都市	1
380		鹿児島市	4
381		鹿屋市	1
382		出水市	1
383		大崎町	1
384		枕崎市	1
385		奄美市	1
386	沖縄県	宜野濱市	2
387		那霸市	4
388		宮古島市	1
389		上野村	1
390		佐敷町	1
391		南城市	2

合計 44都道府県 391市町村

### 3 独立行政法人のぞみの園施設入所者の出身市町村一覧

(平成18年5月31日現在)

	出身都道府県	出身市町村	利用者数		出身都道府県	出身市町村	利用者数
1	北海道	士幌町	1	47	群馬県	前橋市	8
2		釧路市	1	48		下仁田町	1
3		苫小牧市	1	49		榛名町	2
4		札幌市	1	50		玉村町	1
5		稚内市	1	51		高崎市	20
6		北見市	1	52		安中市	2
7		江差市	1	53		みどり市	1
8		伊達市	1	54		太田市	3
9		帶広市	1	55		東吾妻町	1
10	岩手県	奥州市	1	56		神流町	2
11		大槌町	1	57		甘楽町	2
12		花巻市	1	58		藤岡市	1
13		北上市	1	59		中之条町	1
14		一関市	1	60		富岡市	3
15	宮城県	仙台市	1	61	埼玉県	さいたま市	6
16	秋田県	秋田市	1	62		川口市	3
17		五城目町	1	63		三芳町	1
18	山形県	山形市	1	64		熊谷市	1
19		飯豊町	1	65		川越市	2
20		三川町	1	66		宮代町	1
21		長井市	1	67		草加市	2
22	福島県	郡山市	2	68		寄居町	1
23		相馬町	1	69		狹山市	1
24		西郷村	1	70		東松山市	1
25	茨城県	結城市	1	71		吉川市	1
26		日立市	2	72		羽生市	2
27		伊奈町	1	73		鳩山町	1
28		土浦市	2	74		坂戸市	1
29		水戸市	3	75		ふじみ野市	1
30		筑西市	3	76		小川町	2
31		常陸太田市	1	77		深谷市	2
32		高萩市	1	78		幸手市	1
33		古河市	1	79		鴻巣市	1
34	栃木県	宇都宮市	3	80	東京都	春日部市	2
35		栃木市	1	81		上尾市	1
36		鹿沼市	1	82		入間市	2
37		足利市	2	83		所沢市	1
38		小山市	2	84		吉見町	1
39		岩舟町	1	85		皆野町	1
40		大平町	1	86		北本市	1
41		河内町	2	87		三郷市	1
42		那須町	1	88		港区	1
43		大田原市	1	89		新宿区	2
44		塩谷町	1	90		文京区	1
45	群馬県	渋川市	1	91		台東区	2
46		伊勢崎市	2	92		墨田区	2

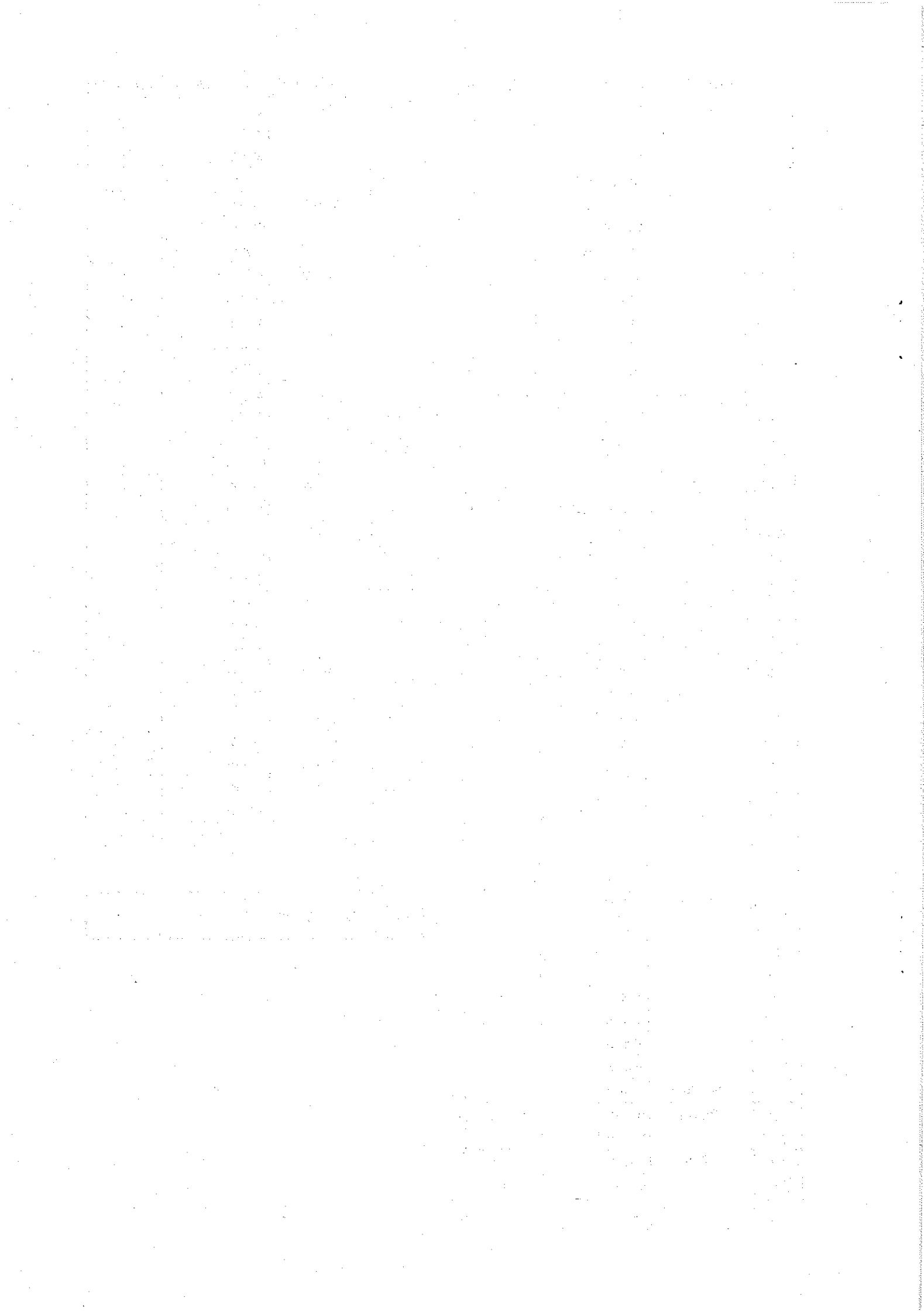
	出身都道府県	出身市町村	利用者数
93	東京都	江東区	2
94		品川区	3
95		目黒区	3
96		大田区	3
97		世田谷区	5
98		渋谷区	1
99		杉並区	2
100		豊島区	4
101		北区	5
102		荒川区	3
103		板橋区	4
104		練馬区	8
105		足立区	7
106		葛飾区	4
107		江戸川区	6
108		八王子市	3
109		立川市	1
110		武蔵野市	2
111		三鷹市	4
112		青梅市	2
113		府中市	1
114		昭島市	2
115		調布市	1
116		小金井市	2
117		日野市	1
118		東村山市	1
119		国分寺市	2
120		東大和市	1
121		東久留米市	3
122		瑞穂町	1
123	千葉県	船橋市	6
124		八千代市	3
125		浦安市	2
126		野田市	1
127		松戸市	2
128		市川市	6
129		匝瑳市	1
130		白子町	1
131		鴨川市	1
132		佐倉市	2
133		銚子市	2
134		南房総市	1
135		睦沢町	1
136		いすみ市	1
137		館山市	1
138		柏市	3
139		白井市	1
140		八街市	1
141		千葉市	9

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
142	神奈川県	相模原市	5
143		南足柄市	1
144		小田原市	2
145		平塚市	1
146		川崎市	4
147		城山町	1
148		大和市	1
149		横須賀市	1
150		座間市	1
151		秦野市	1
152		厚木市	2
153		藤沢市	2
154		横浜市	12
155	新潟県	小千谷市	2
156		阿賀町	1
157		南魚沼市	3
158		栃尾市	1
159		佐渡市	1
160		川口町	2
161		田上町	1
162		魚沼市	1
163		長岡市	7
164		三条市	3
165		柏崎市	1
166		新潟市	2
167		燕市	1
168	富山県	富山市	2
169		滑川市	2
170		入善町	1
171	石川県	金沢市	2
172		加賀市	1
173		七尾市	1
174		福井県	1
175		鯖江市	1
176		山梨県	3
177		甲府市	1
178		南部町	1
179		甲斐市	1
180		北杜市	1
181	長野県	大月市	1
182		増穂町	1
183		長野市	5
184		北相木村	1
185		佐久市	2
186		小諸市	1
187	岐阜県	上田市	1
188		南牧村	1
189		恵那市	1
190		郡上市	1
		東白川村	1
		岐阜市	2

	出身都道府県	出身市町村	利用者数	
191	岐阜県	多治見市	1	
192	静岡県	三島市	2	
193		静岡市	2	
194		伊豆の国市	1	
195		川根本町	1	
196		藤枝市	1	
197		裾野市	1	
198		浜松町	1	
199		湖西市	1	
200		掛川市	1	
201		沼津市	1	
202		森町	1	
203	愛知県	小牧市	1	
204		一宮市	2	
205		豊橋市	1	
206		弥富町	1	
207		一色町	1	
208		名古屋市	6	
209		瀬戸市	2	
210		阿久比町	1	
211		豊田市	1	
212	三重県	御浜町	1	
213		伊勢市	1	
214	滋賀県	東近江市	1	
215		彦根市	1	
216	京都府	亀岡市	1	
217		福知山市	1	
218		京都市	1	
219		精華町	1	
220		綾部市	1	
221	大阪府	守口市	2	
222		高槻市	1	
223		大阪市	2	
224		八尾市	1	
225	兵庫県	播磨町	1	
226		宝塚市	1	
227		神戸市	4	
228		西宮市	1	
229		豊岡市	3	
230		相生市	1	
231		加東市	1	
232	奈良県	赤穂市	2	
233		天川村	1	
234		和歌山市	1	
235	和歌山県	紀の川市	1	
236		鳥取県	八頭町	1
237		琴浦町	1	
238		鳥取市	1	

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
239	島根県	益田市	1
240		出雲市	2
241		雲南市	2
242		松江市	1
243	岡山県	岡山市	1
244		瀬戸町	1
245		倉敷市	1
246	広島県	廿日市市	1
247		広島市	4
248		尾道市	1
249		北広島町	1
250		三原市	1
251	山口県	岩国市	1
252		長門市	1
253		周南市	1
254	徳島県	阿南市	1
255	香川県	小豆島市	1
256		丸亀市	2
257	愛媛県	今治市	1
258		伊方町	1
259		松山市	1
260	高知県	高知市	1
261		土佐町	1
262		土佐市	1
263	福岡県	北九州市	2
264		大牟田市	1
265	佐賀県	小城市	1
266	熊本県	山鹿市	1
267	大分県	大分市	2
268	宮崎県	高鍋町	1
269		宮崎市	3
270	鹿児島県	いちき串木野市	1

合計 45都道府県 270市町村



# 障害児施設の契約等について

## 目次

- 1 措置と契約の取扱いについて ..... P 2
- 2 実施主体の考え方について ..... P 3
- 3 支給決定における整理事項について ..... P 5
- 4 障害児施設關係の今後のスケジュールについて ..... P 10
- 5 児童デイサービスについて ..... P 11

参考 平成18年度障害児施設措置費（平成18年4月～9月）の補助単価（案）

# 1 増置と契約の取扱いについて

## 障害児施設における児童福祉法第27条第1項第3号措置の適用について

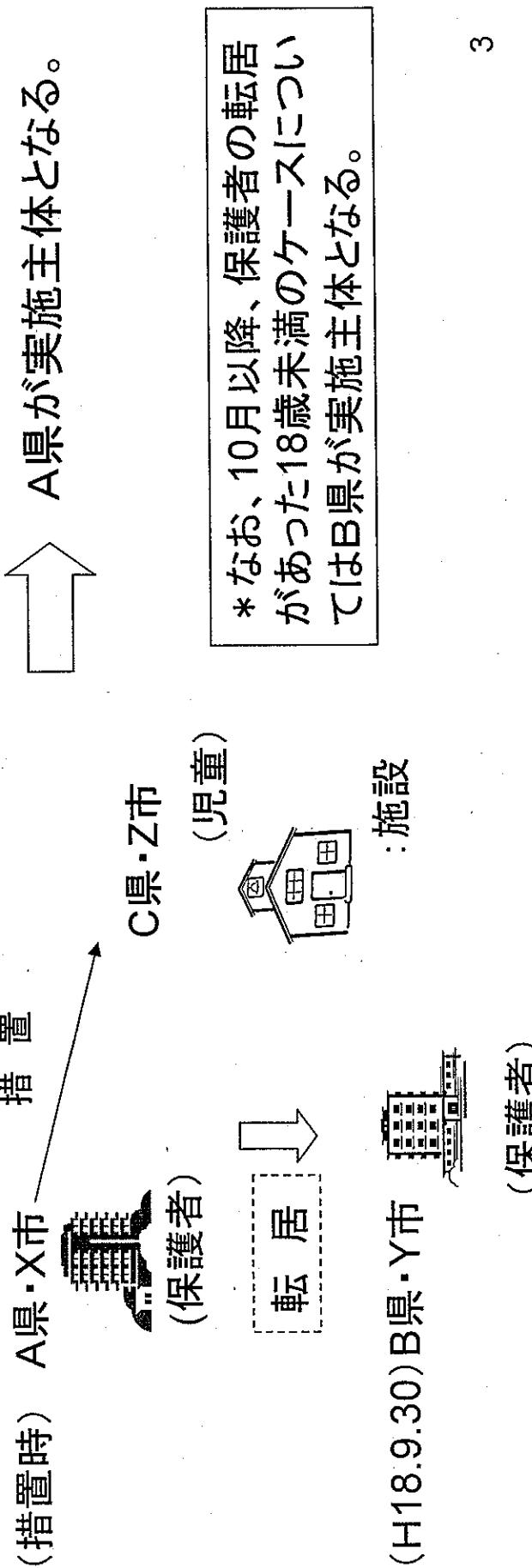
原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合については、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとする。

- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

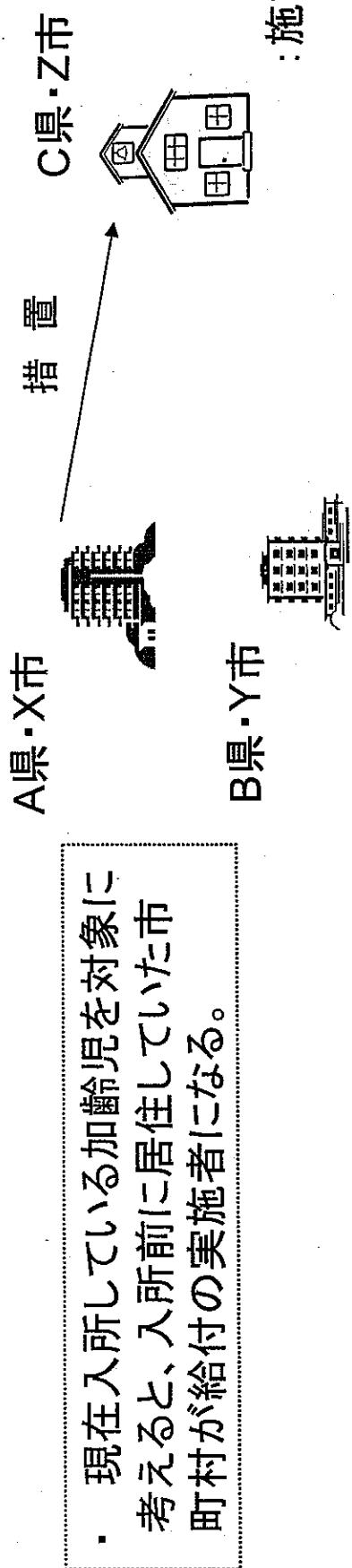
## 2 実施主体の考え方について

### 障害児施設給付費における給付の実施者について

- ・ 給付を実施する者は保護者の居住する都道府県を原則とする。なお現在、すでに所している障害児についには、現在措置を行っている都道府県が行う。



重症心身障害児施設等が療養介護事業に移行した場合の  
給付の実施者について



保 護 者	児 童 の 住 民 票	給 付 の 実 施 者
A県X市	A県X市	A県X市
	C県Z市	
B県Y市	B県Y市	C県Z市(転居時に異動) C県Z市(入所時に異動)
	C県Z市(転居時に異動) C県Z市(入所時に異動)	

### 3

## 支給決定における整理事項について

### 支給決定するサービスの種類

障害児施設給付費	障害児施設設支援
・指定知的障害児施設支援	・指定肢体不自由児療護施設支援
・指定第1種自閉症児施設支援	・指定肢体不自由児通園施設支援
・指定第2種自閉症児施設支援	・指定重症心身障害児施設支援
・指定知的障害児通園施設支援	・指定医療機関(肢体不自由児)
・指定盲児施設支援	・指定医療機関(重症心身障害児)
・指定ろうあ児施設支援	
・指定難聴幼児通園施設支援	
・指定肢体不自由児施設支援(入所)	
・指定肢体不自由児施設支援(通所)	

(※)障害児は障害程度区分の認定を行わない。

障害児施設における支給決定の有効期間の取扱い

- ・ 支給決定の有効期間は原則として最長3年とする。
- ・ ただし、通所施設にあっては、利用するサービス量が比較的短期間に変わりうるため、支給決定有効期間を最長1年間とする。

## 障害児施設給付費 受給者支給決定内容整理表

施設種別(入所)	支給決定する内容				
	幼児(乳幼児) 加算	重度加算	強度行動 障害加算	重度重複 加算	自活訓練 加算
知的障害児施設	×	○	○	○	○
第1種自閉症施設	×	○	×	○	○
第2種自閉症施設	×	○	○	○	○
盲児施設	○	○		○	
ろうあ児施設	○	○		○	
肢体不自由児施設 (入所部)	○	○		○	
肢体不自由児療護施設	×	○		×	○
指定医療機関 (肢体不自由児)	○	○		○	
知的障害児通園施設	○	×		×	

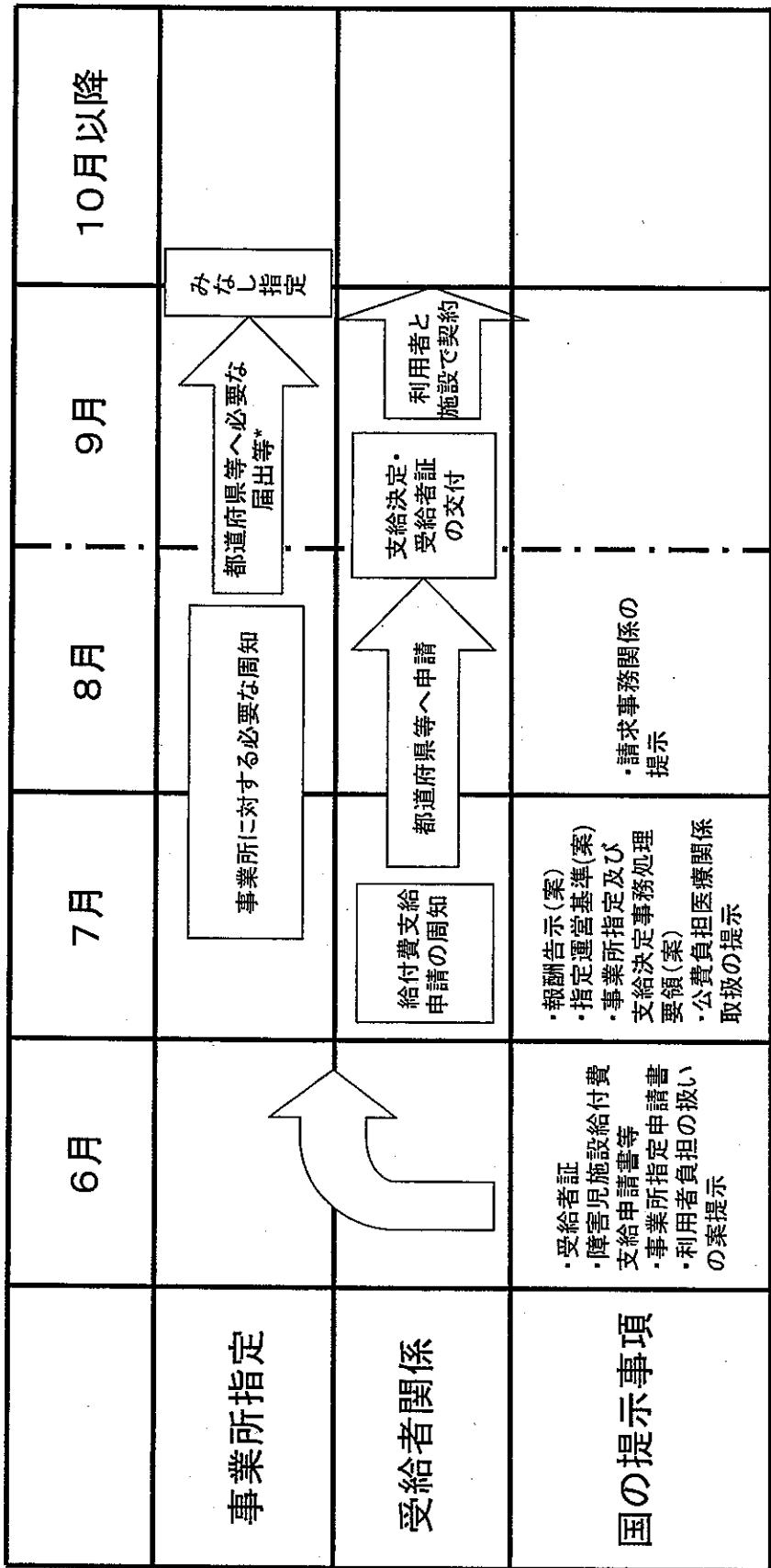
## 障害児施設支援における支給決定の有効期間

施設種別(入所)	支給決定の有効期間		施設種別(通所)	支給決定の有効期間	
	最短	最長		最短	最長
知的障害児施設			知的障害児通園施設		
第1種自閉症施設			難聴幼児通園施設		
第2種自閉症施設			肢体不自由児施設 (通所部)	1か月	1年
盲児施設			肢体不自由児通園施設		
ろうあ児施設				取扱いの考え方	
肢体不自由児施設 (入所部)	1か月	3年			
肢体不自由児療護施設					支給決定の有効期間は、障害者自立支援法並びの期間とする。
重症心身障害児施設					利用児の利用日数については、「者」に準ずる。
指定医療機関 (肢体不自由児)					
指定医療機関 (重症心身障害児)					

## 障害児施設支援における利用者負担の見直し時期

施設種別(入所)	利用者負担の見直し 時期(標準)	施設種別(通所)	利用者負担の見直し 時期(標準)
知的障害児施設		知的障害児通園施設	
第1種自閉症施設		難聴幼児通園施設	
第2種自閉症施設		肢体不自由児施設 (通所部)	
盲児施設		肢体不自由児通園施設	
ろうあ児施設	毎年7月	取扱いの考え方等	
肢体不自由児施設 (入所部)		○ 1年より短い支給決定の有効期間等を定めるこ と等により、左欄の見直し時期により難い場合は、 市町村が、個々のケースに応じて適切と考える時 期に見直しを行う。	
肢体不自由児療護施設		その場合、利用者負担の見直しが、毎年、原則と して前年収入(1月から6月までは前々年)に応じて 行われるものであることに鑑み、適切な期間で見直 しがなされるよう配慮すること。	
重症心身障害児施設			
指定医療機関 (肢体不自由児)			
指定医療機関 (重症心身障害児)			

## 4 障害児施設関係の今後のスケジュールについて



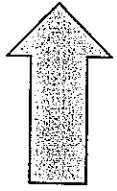
\*9月30日において現に運営している障害児施設の指定は、みなし規定があるため指定の申請は要しないが、10月1日から新指定基準が適用されることに伴い、10月1日までに当該指定基準に沿った運営体制が確保されるよう、事業者に周知を行うこと。また、運営規程の届出等、新指定基準において届出の対象となっている事項について、届出を行うよう周知すること。  
\*\*報酬に係る加算のうち、体制加算に係るものについても、適宜必要な届出を行うよう、周知されたい。

## 5 児童デイサービスについて

### 障害者自立支援法(法律負担)

原則として、以下のような整理とする。

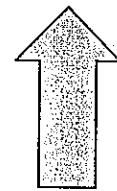
療育を必要とする  
18歳未満の児童



個別給付(介護給付)  
児童デイサービス

※市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、  
児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。

放課後対策、レスパイト



地域生活支援事業  
タイムケア

個別給付(介護給付)

[18年4月から9月]

対象者：療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童(必要に応じ児童相談所・保健所等に意見を求める)

事業内容：指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。

人員配置基準：指導員又は保育士 15:2

報酬単価：364単位(1日あたり平均利用人員11～20人)

## 個別給付(介護給付)

### <18年10月からの児童デイサービス>

○[原則]児童デイサービス(より専門性の高いサービスを提供するものとして一定の要件を満たす事業者)

対象者 :療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。

具体的な事例として

{ 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性が認められた児童  
児童相談所・保健所・児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童 }

事業内容

:療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。

指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。

個別プログラムに沿った集団療育を行う。

保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

人員配置基準 :指導員又は保育士 10:2に加え、サービス管理責任者を新たに設置。

報酬単価 :508単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

ただし、1歳6か月健診等において一定の支援が必要とされており、保健所及び児童相談所から療育の必要性があると認められた就学前児童を7割以上受け入れる場合に適用する。

### 〔経過措置〕

○一定以上の年齢に達している児童など、集団療育が適切であると考えられる児童に対する療育指導の検討

現行制度において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす。

対象者 :療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童。(必要に応じ児童相談所・保健所等に意見を求める)

事業内容 :指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。(必ずしも、1対1での指導時間が必要としない)。個別プログラムの策定。

人員配置基準 :指導員又は保育士 15:2

報酬単価 :283単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

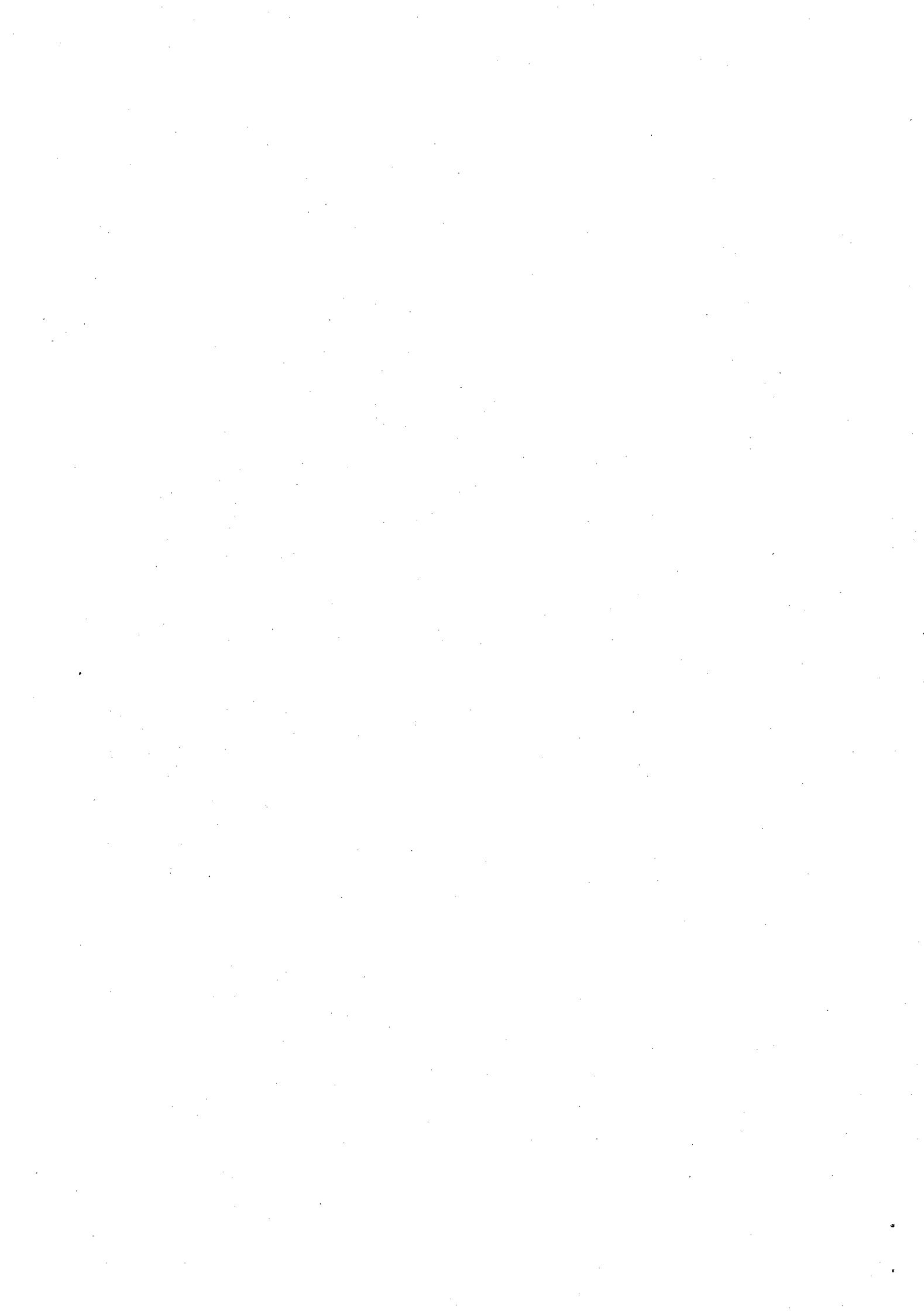
## 10月の指定基準の変更に伴う児童デイサービスの取扱いについて

	新指定基準	旧指定基準(経過措置)*
保育士及び指導員の 人員配置基準	10:2	15:2
サービス管理責任者の配置	必要	未配置でも可
就学前児童を実際に7割受け 入れているか**		
利用定員の設定***	10人以上	10人未満でも可

\* 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令の附則の適用となる事業所(省令の施行の際に現に存する事業所に限る。)

\*\* 就学前児童を7割受け入れていない事業所については、報酬上低い単価設定とする。  
(前頁に記載している「経過措置の単価」の適用となる。)

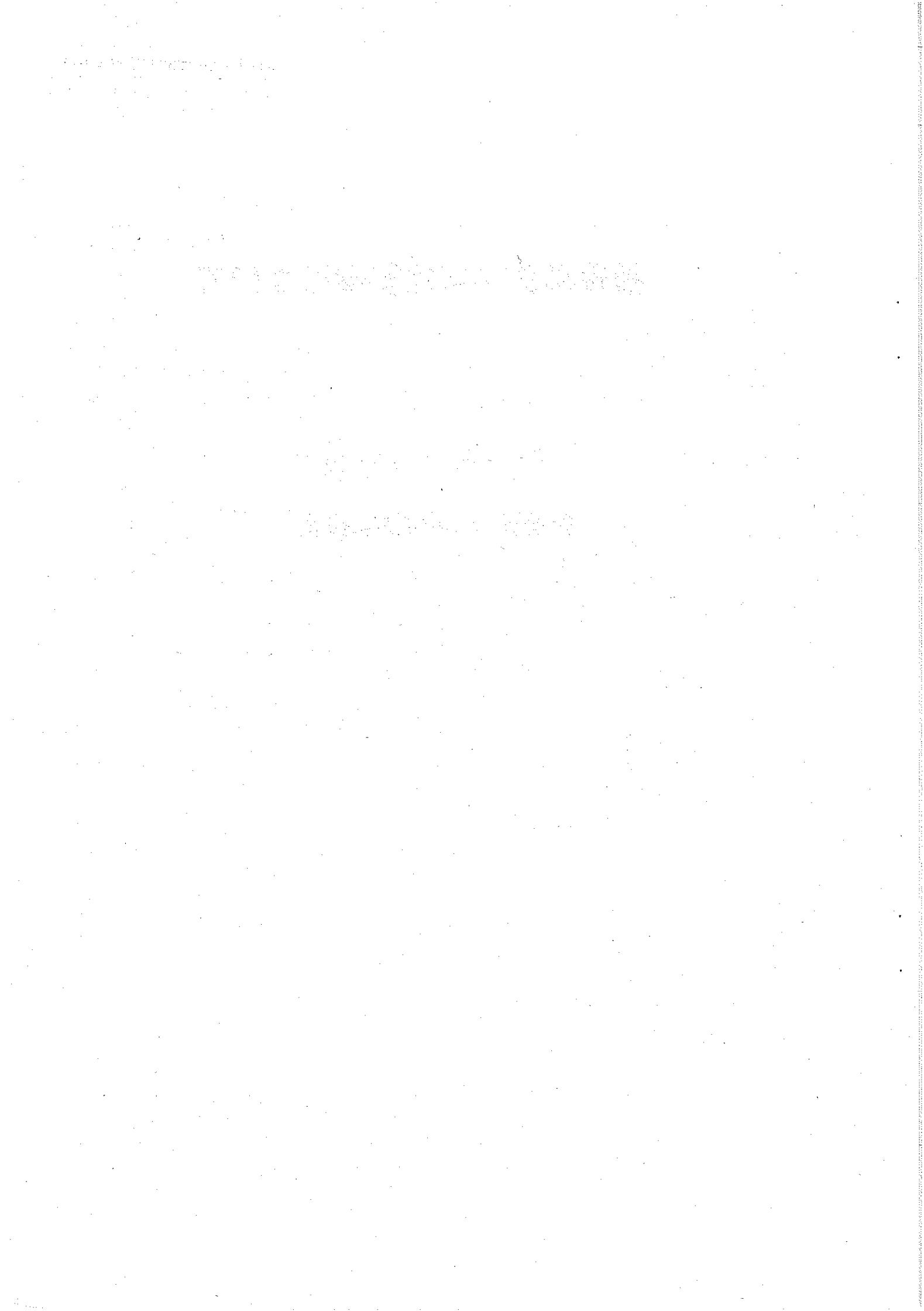
\*\*\* 児童デイサービス経過措置事業所のうち「利用定員の設定」のみを満たせない場合に限り、報酬上高い単価設定とする。(前頁に記載している「原則の報酬単価」の適用となる。)



## 補装具費の支給制度について

平成18年6月26日

企画課 地域生活支援室



## 平成18年10月からの補装具費の制度

### 補装具費支給の仕組み

- これまでの補装具は、市町村から補装具製作業者に製作(修理)を委託し、その製作・修理に要する費用を市町村が支払っておりましたが、この仕組みでは、補装具を利用する方と補装具製作業者との関係が明確ではありませんでした。
- そこで、新しい制度では、補装具の購入・修理に係る当事者間の契約制を導入することにより、利用者と事業者との対等な関係によるサービスが受けられるような仕組みとすることとした。
- 新しい仕組みは、利用者の申請に基づき、補装具の購入又は修理が必要と認められたときは、市町村がその費用を補装具費として利用者に支給するものです。

(※ 利用者の費用負担が一時的に大きくならないよう、代理受領方式も可能とする予定。)

### 補装具の定義を明確にします

- 補装具についての定義を明確にします。(次の3つの要件をすべて満たすもの。)
  - ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
  - ② 身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
  - ③ 給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するもの
- 補装具の定義の明確化に伴い、補装具と日常生活用具の給付対象品目を見直し、整理します。

### 利用者負担について

- 補装具の支給サービスを、低所得の方に対する措置的なものから、契約に基づく利用者と事業者との対等の関係により提供されるサービスに見直します。
- 利用者の負担については、原則として1割を負担していただき、障害のある方も制度を支える一員として利用者負担をお願いするものです。
- 従来の制度では、一定の所得状況の世帯については全額自己負担となっておりました。10月からは、一定以上の所得がある方について、支給の対象とならない仕組みとなります。
- 障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(※)には補装具費の支給対象となりません。

※ 一定所得以上の場合は、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合が該当します。

## 所得の低い方へは負担の軽減を図ります

### <定率負担については…>

- どの方でも負担が増え過ぎないよう、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

- ・生活保護世帯の方なら ..... 0円
- ・市町村民税非課税世帯で年収が80万円以下(障害基礎年金2級相当)のみの収入状況の方なら ..... 15,000円
- ・市町村民税非課税世帯の方なら ..... 24,600円
- ・市町村民税課税世帯の方なら、 ..... 37,200円

### <生活保護への移行防止措置について(予定)…>

- 上記の定率負担を負担することにより、生活保護の適用対象となる場合には、生活保護の適用対象とならない範囲まで月額負担上限額を引き下げるができるようにする予定です。【※保護主管課と調整中】

【負担上限額】 37,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

## 補装具及び日常生活用具の種目見直し

補装具		日常生活用具	
点字器	日常生活用具へ移行	重度障害者用意思伝達装置	補装具へ移行
頭部保護帽		浴槽（湯沸器）	
人工喉頭		パーソナルコンピュータ	
歩行補助つえ（一本杖のみ）		※障害者情報バリアフリー化支援事業助成対象品を、日常生活用具種目参考例に組み入れることを検討。	廃止
収尿器			
ストマ用装具			
色めがね		廃止	

補装具の定義	日常生活用具の定義
次の3つの要件をすべて満たすもの。 ①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの ②身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの ③給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの	次の3つの要件をすべて満たすもの。 ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの ②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの ③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

## 補装具費の支給の仕組み① (償還方式の場合)

ア 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に費用支給の申請を行う。

(※併せて、低所得世帯に係る利用者負担額の減免申請を行う。)

イ 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。

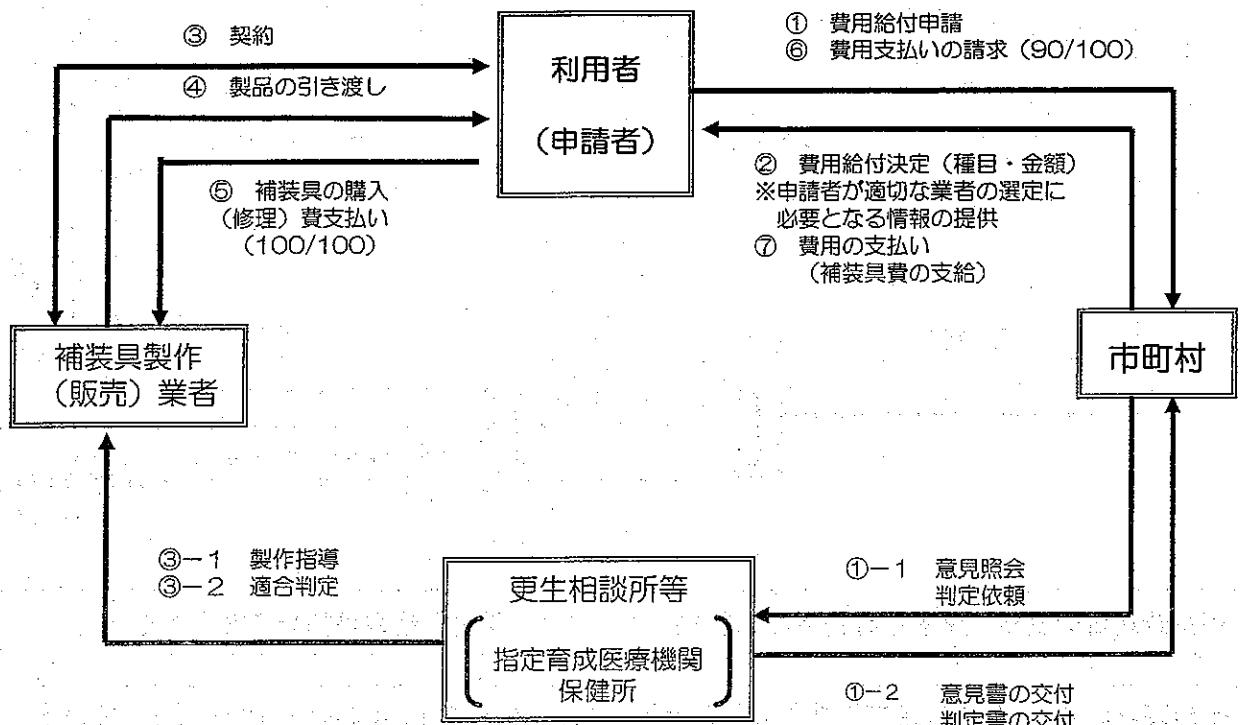
(※併せて、利用者負担の減免対象者には減免の認定を行う。)

ウ 補装具費の支給の決定を受けた障害者は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。

エ 障害者が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、

- ・ 事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用を支払うとともに、
- ・ 市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用の額から百分の九十(利用者負担の減免認定を受けた場合は当該減免額を差し引いた額)に相当する額を請求する。

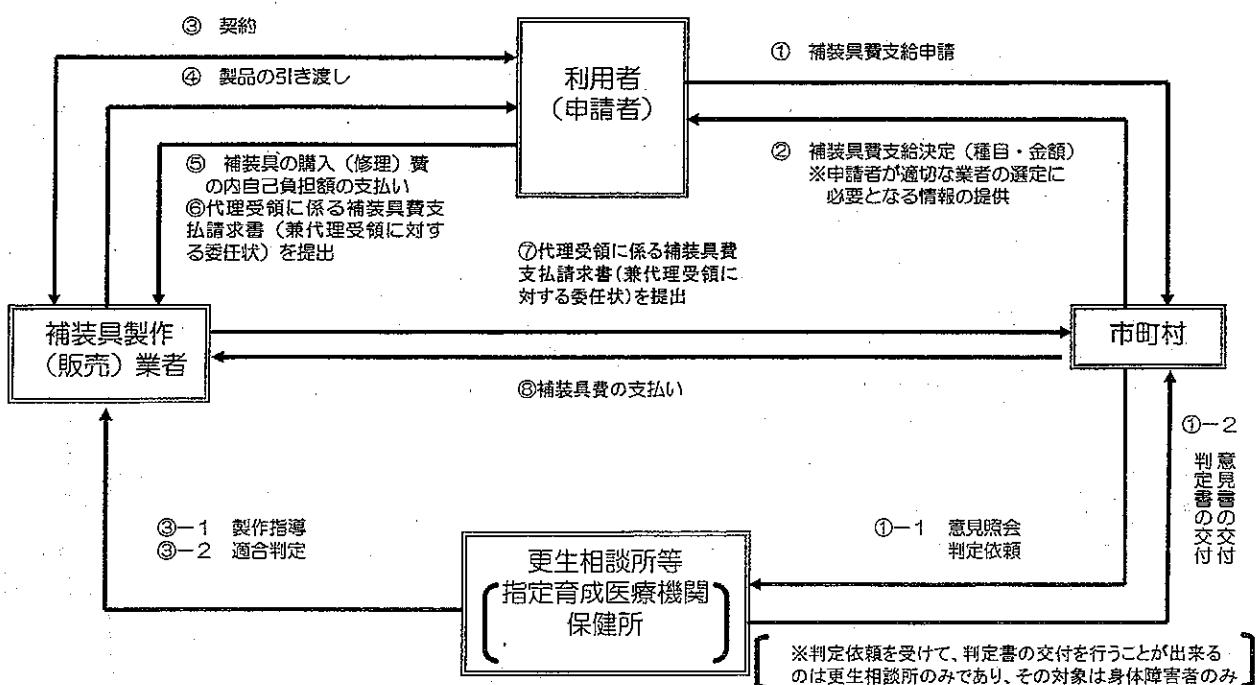
オ 市町村は、障害者からの請求が正当と認めたときは、補装具費の支給を行う。



## 補装具費の支給の仕組み②（代理受領方式の場合）

前提条件  
 ・利用者の委任契約  
 ・市町村一業者との合意

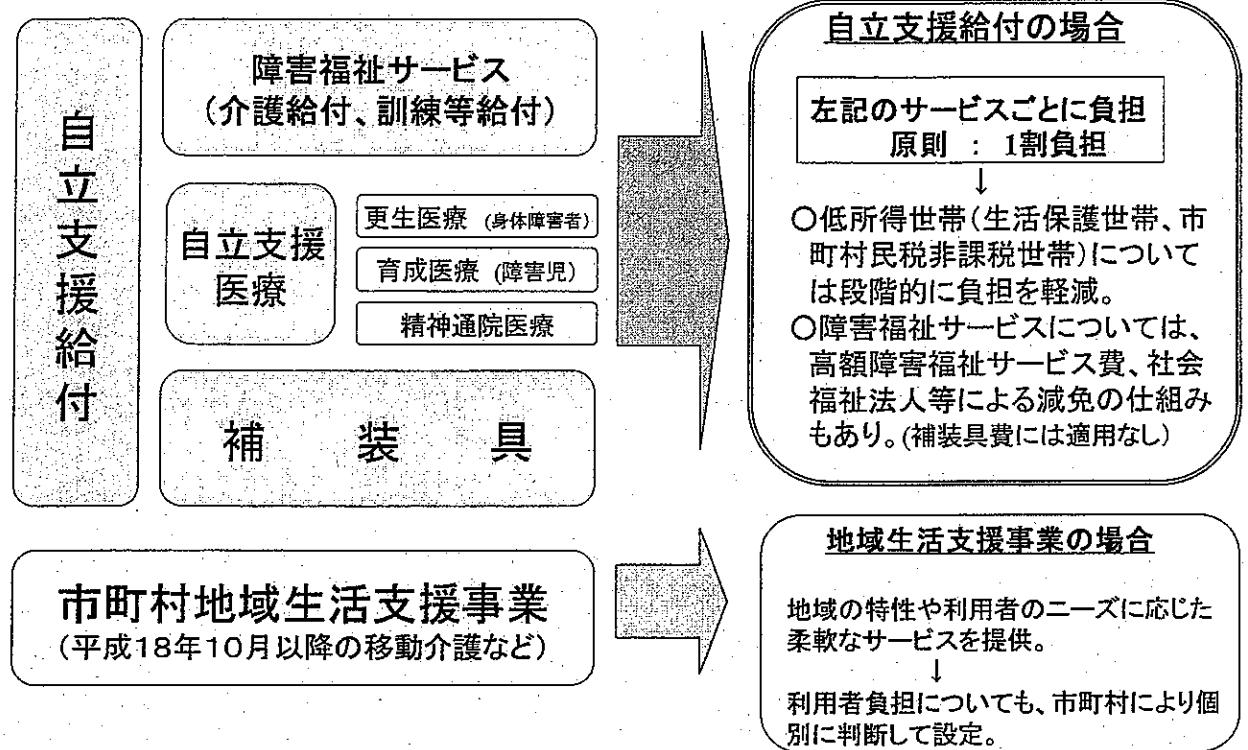
- ア 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に費用支給の申請を行う。  
 （※併せて、低所得世帯に係る利用者負担額の減免申請を行う。）
- イ 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。  
 （※併せて、利用者負担の減免対象者には減免の認定を行う。）
- ウ 補装具費の支給の決定を受けた障害者は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- エ 障害者が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、  
 ① 障害者は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち、利用者負担額を支払うとともに、  
 ② 事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。（請求の際に代理受領に係る委任状を添付する。）
- オ 市町村は、事業者からの請求が正当と認めたときは、補装具費の支給を行う。



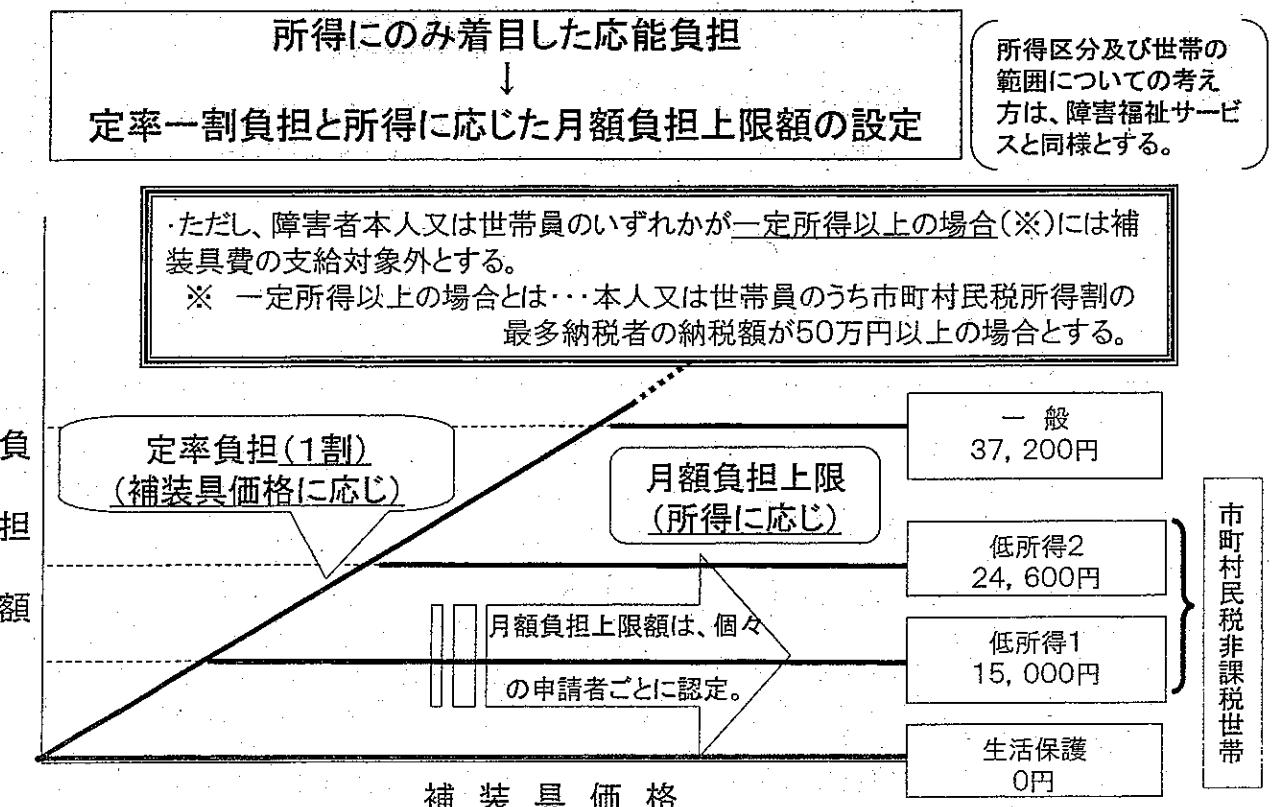
※補装具費の支給に関する事務手続の詳細については、別途事務取扱指針を策定する予定。

※補装具の購入・修理に通常要する費用の基準は、厚生労働省告示により定めることとしている。

# 障害者自立支援法による利用者負担



## 補装具費の利用者負担の見直し



# 補装具費に係る利用者負担の見直し — 定率1割負担と所得に着目 —

○利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

- ①生活保護：生活保護世帯に属する者
- ②低所得1：市町村民税非課税世帯であつて支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下の者  
(→ 障害基礎年金2級のみの者など)
- ③低所得2：市町村民税非課税である世帯に属する者  
(→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。)
- ④一般世帯：市町村民税課税世帯

※ なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっていても税制と医療保険で被保険者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯とする扱いをすることができます。  
(※ 利用対象者が障害児である場合は、当該障害児と保護者は同一世帯として扱うことになります。)

## 収入の種類(低所得1に該当する年収80万円の対象範囲)

### ア) 市町村民税世帯非課税であること(注1) かつ、

#### イ) 以下の合計額が年間80万円以下の者

##### ① 地方税法上の合計所得金額(注2)

(合計所得金額がマイナスとなる者については、0と見なして計算する)

##### ② 障害年金等(注3)

##### ③ 特別児童扶養手当等(注4)

(注1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月の属する月が4月から6月までである場合にあっては、前年度)分の市町村民税が非課税である世帯

(注2) 地方税法292条第1項第13号に規定する合計所得金額

(注3) 障害を事由に支給される公的年金(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由として支給される労災による年金(前払一時金含む。)等)、障害を事由に支給される年金を受給できる者が他の年金を受給できる場合に選択する可能性のある公的年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)の公的年金

(注4) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

上限額を設定する場合の「世帯」の範囲にはこんな取り扱いがあります

(障害福祉サービスに係る世帯の特例と同一の考え方)

<原則>

月額負担上限額の設定に当たっては、住民基本台帳上の世帯の所得で設定します。

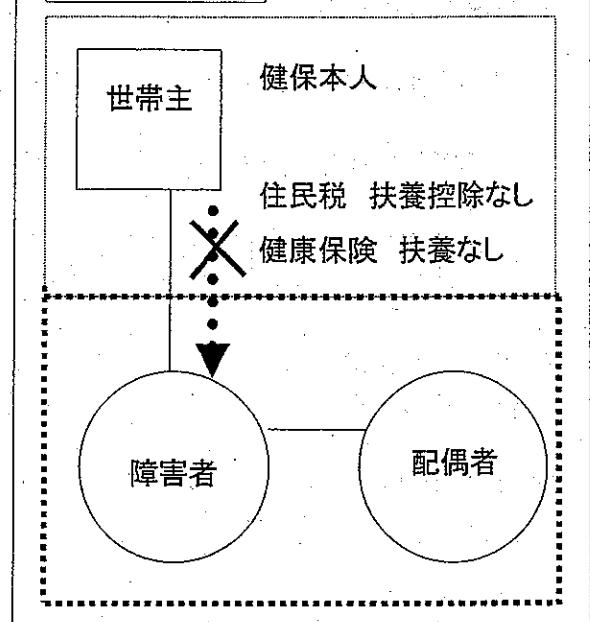


障害者の自立の観点を考えると…

税制や健康保険制度において、同一世帯の家族等の扶養となっていない場合

同一世帯に家族等がいても、障害者とその配偶者のみの所得とできるようにします。

住民票上の世帯

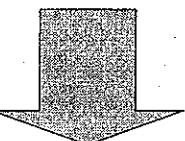


補装具費

利用者負担者の所得区分の認定

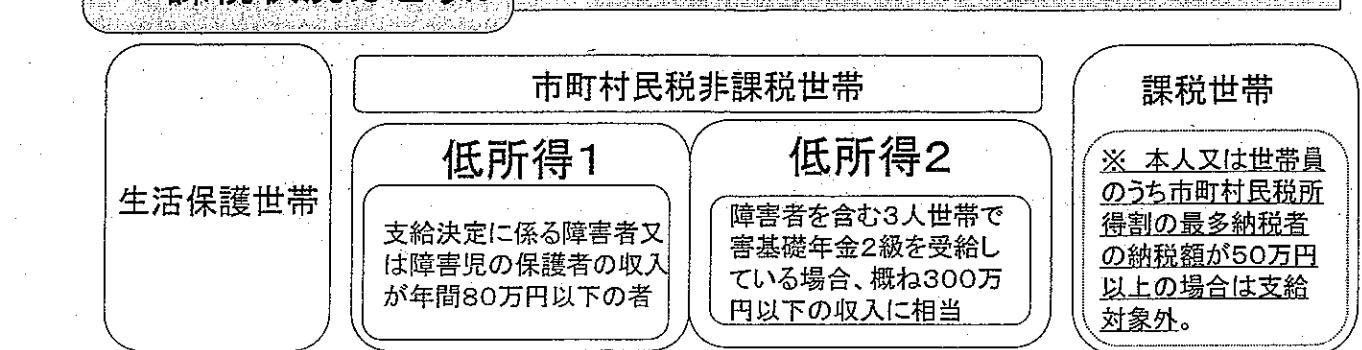
1 世帯がどうか

住民基本台帳上の世帯が基本



2 市町村民税の課税状況はどうか

課税・非課税で所得区分が決まる



生活保護世帯

市町村民税非課税世帯

低所得1

支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の者

低所得2

障害者を含む3人世帯で障害基礎年金2級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当

課税世帯

※ 本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合は支給対象外。

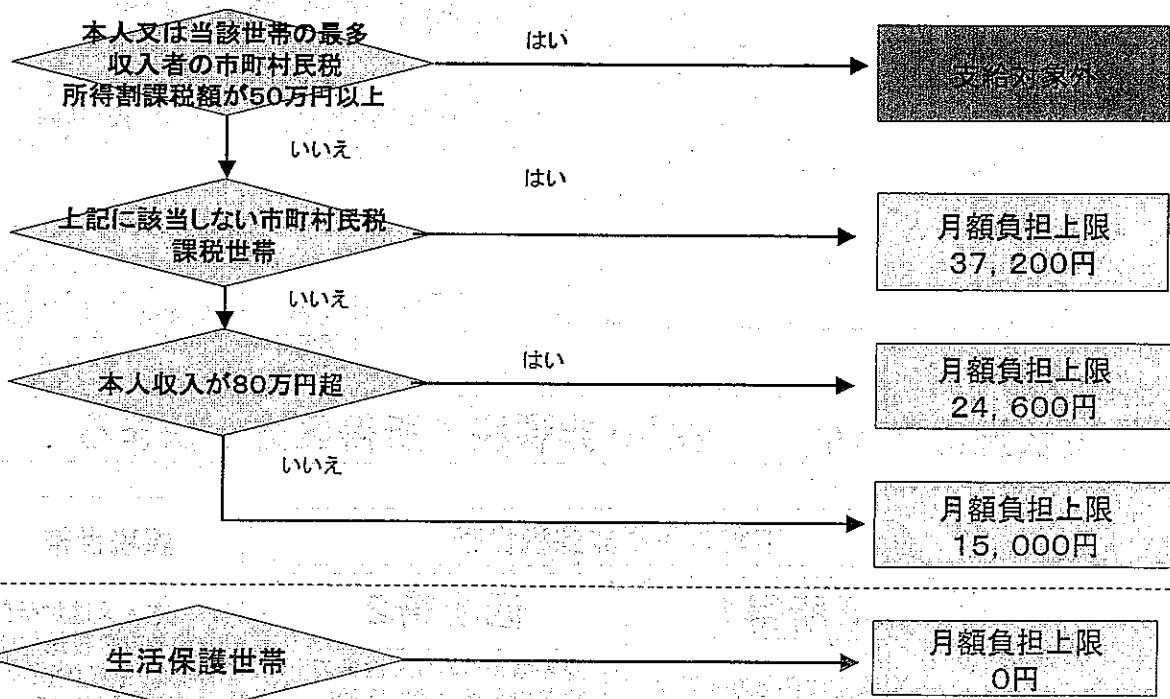
# 生活保護への移行予防措置(予定)

## <具体的な手続き>

- 利用者は福祉事務所に生活保護の申請を行う。
  - ① 定率負担の減免措置を行えば生活保護の対象者とならない場合  
　　福祉事務所は保護を却下し、却下通知書に「定率負担減額認定該当」であること、軽減すべき負担上限額を記載する。
- 利用者は市町村に、定率負担の減免申請書に保護の却下通知書を添えて減免申請を行う。
- 市町村は、保護の却下通知書に記載された情報を元に、利用者負担上限額を決定する。

※現在、保護主管課と調整中

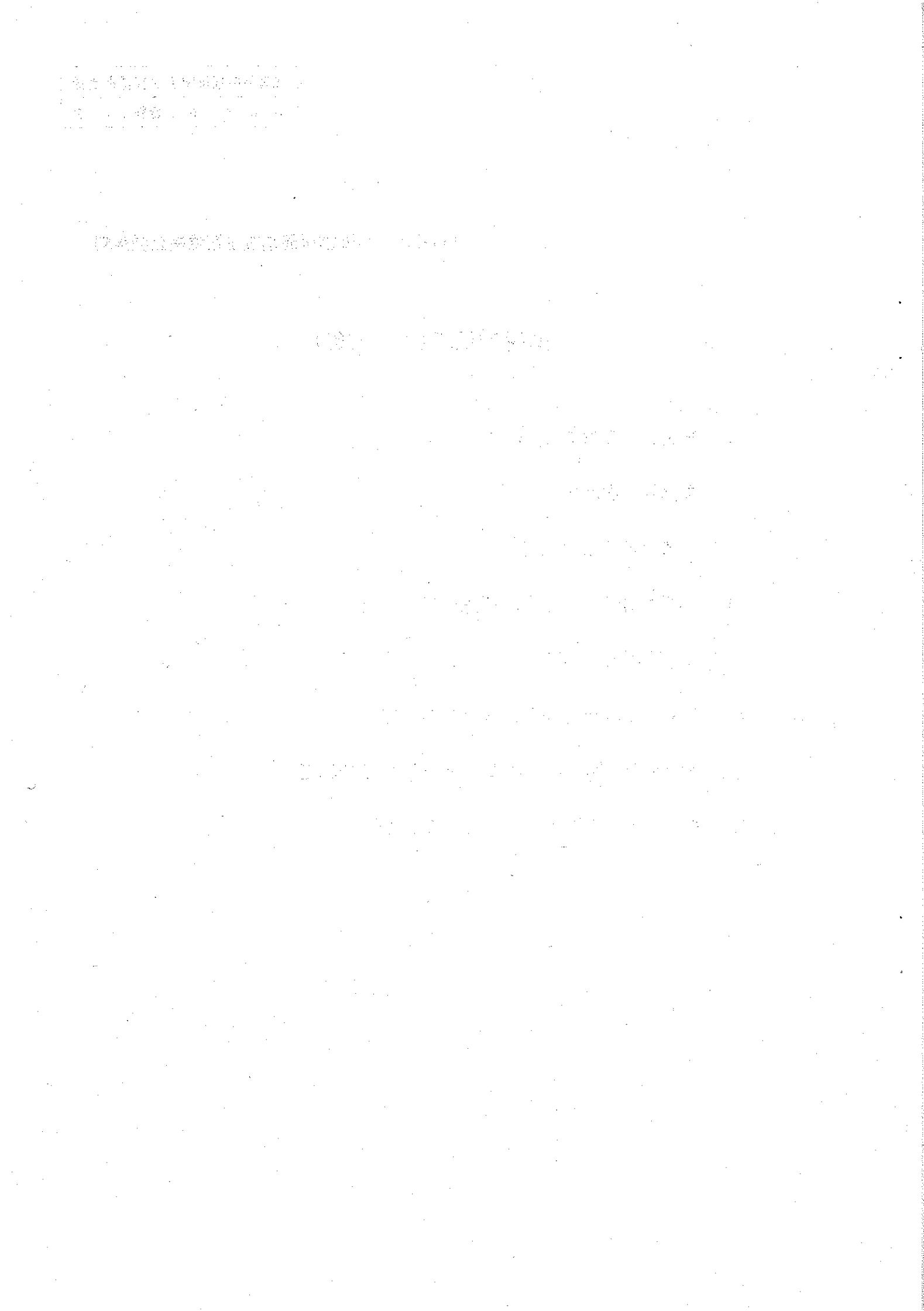
## 世帯の所得状況による月額負担上限額の認定（早見表）



## H18.6.26障害保健福祉主管課長会議資料

## 補装具について（案）

1. 補装具の基準について
2. 意見聴取機関について
3. 申請手続きについて
4. 法の適用に当たっての留意点について
5. 代理受領について
6. 補装具製作業者の情報提供について
7. 補装具の種目、額等の基準（告示）について
8. 生活保護への移行防止措置について



## 1. 補装具の基準について

○補装具の基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- 一 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計、加工されたものであること。
- 二 身体に装着又は装用して日常生活又は就学、就労に用いるもので、同一製品を継続して使用することであること。
- 三 給付に際して専門的な知見を要するものであること。

## 2. 意見聴取機関について

○市町村が意見を聞くことができる機関は、以下に掲げるものとする。

- ・身体障害者更生相談所
- ・指定自立支援医療機関（精神通院医療を行う機関を除く。）
- ・保健所

## 3. 補装具費の支給申請手続きについて

○ 補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書及び第七号から第九号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第十号及び十一号に掲げる事項を記載した書類を提出するものとする。

ただし、市町村等は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるとときは、当該添付書類を省略させることができる。また、身体障害者手帳の記載事項のみで給付の判断が可能な補装具（盲人安全つえ）については、医師の意見書又は診断書を省略させることができる。  
〈申請書記載事項〉

- 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害者等が購入又は修理を希望する補装具の内容

四 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳の番号

五 当該申請に係る補装具の購入又は修理を行う製作業者として希望するものの名称、所在地及び連絡先

六 補装具費の支給対象外となる要件に該当していることその他所得の状況に関する事項

〈添付書類〉

七 医師の意見書又は診断書

八 第六号の事項を証明する書類その他負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

九 補装具の購入又は修理に要する費用に係る見積書

〈補装具の購入又は修理後提出書類〉

十 補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収書

十一 購入又は修理を行った補装具の適合判定の結果がわかるもの

○支給決定及び身体障害者更生相談所等への意見聴取手続き等

(1) 市町村は、補装具費支給の申請があったときは、速やかに補装具費の支給を行うかどうかを決定し、補装具費の支給を行うことを決定した場合は、補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券を当該障害者又は障害児の保護者（以下、「補装具費支給対象障害者等」という。）に交付する。

(2) 市町村は、補装具費の支給を行うかどうかを決定するに当たり、必要があると認めた場合には、判定依頼（者の場合）又は意見照会（児の場合）を身体障害者更生相談所等に行う。

(3) 意見照会等を受けた身体障害者更生相談所等は、申請があった障害者等について、医学的判定等を行い、補装具給付判定書（者の場合）又は意見書（児の場合）を市町村に送付する。

(4) 補装具費支給決定書の交付を受けた補装具費支給対象障害者等は、業者に補装具費支給券を提出し契約を結んだ上で、補装具の購入又は修理を受ける。その際、身体障害者更生相談所等は、必要に応じて当該補装具について製作指導を行う。

また、市町村は当該補装具について適合判定が行われたことを確認する。

(5) 補装具費支給対象障害者等は、事業者に費用（償還払い）の場合は百分の百、代理受領の場合は百分の十又は負担上限額）の支払いをする。市町村は申請者（補装具費支給対象障害者等又は代理受領の場合は事業者）から、補装具費の請求があった場合は、速やかに支払いをする。

## 【参考】障害者自立支援法抜粋

### 第五条の19

この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

### 第四節 補装具費の支給

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

- 2 補装具費の額は、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下この項において「基準額」という。)の百分の九十に相当する額とする。ただし、当該基準額の百分の十に相当する額が、当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該基準額から当該政令で定める額を控除して得た額とする。
- 3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
- 4 第十九条第二項から第四項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 4. 法の適用に当たっての留意点について

平成18年10月より、補装具は現行の現物給付から補装具費の支給となる。

については、事務手続に当たって以下の点に留意されたい。

①法の適用は、支給決定日をもって判断すること。

ただし、18年9月30日までに身体障害者福祉法、児童福祉法に基づいて申請が行われたものについては、改正前の身体障害者福祉法、児童福祉法に基づき行うこと。

②補装具費の支給対象は、平成18年10月以降に購入又は修理を行ったものに限ること。

## 5. 代理受領について

### 1 基本的考え方

補装具費については、原則、償還払いとなるが、一時的にせよ全額自己負担することは負担が大きいと考えられるため、代理受領方式を設けることができるとしている。

補装具費支給対象障害者等が、補装具の購入又は修理を行う場合において、あらかじめ市町村との間で代理受領の契約等に基づき合意を行っている補装具製作業者が、補装具費支給対象障害者等からの委任を得ることにより、代理受領ができることとする。

### 2 代理受領の前提条件

(1) 補装具費支給対象障害者等が希望する補装具製作業者が、市町村との間で代理受領について契約等に基づき合意していること。

[ 条例、規則等で代理受領の枠組みを定めた上で、事業者に代理受領の申し出をさせる方式も考えられる。 ]

(2) 補装具費支給対象障害者等が、補装具製作業者に代理受領の委任をしていること。

〔市町村は、補装具費支給対象者に対し、代理受領契約を結んだ事業者名等の情報提供に努めること。〕

### 3 事務の流れ

#### ① 補装具費支給対象障害者等

- ア 補装具の購入又は修理に係る契約をする際は、補装具費支給券を補装具製作業者に提出する。
- イ 利用者負担分を支払う。
- ウ 代理受領分支払請求書（兼代理受領に対する委任状）を補装具製作業者に提出する。

#### ② 市町村

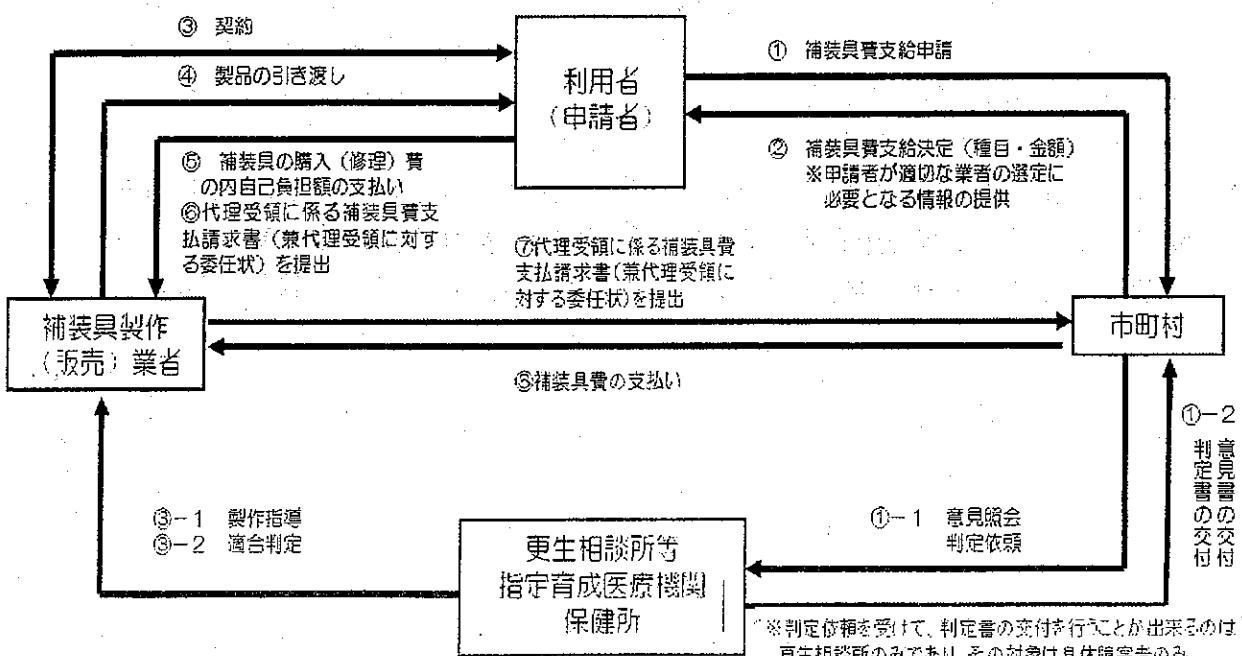
- ア 補装具製作業者からの請求について審査・支払いを行う。

#### ③ 補装具製作業者

- ア 補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から支払いを受け、領収書を発行する。
- イ 補装具費支給対象障害者等から代理受領に係る補装具費支払請求書（兼代理受領に対する委任状）を受け取る。
- ウ 代理受領に係る補装具費支払請求書（兼代理受領に対する委任状）の事業者記載欄に記入の上、市町村に請求する。

### 3 補装具費の支給の仕組みについて（代理受領）

前提条件  
・利用者の委任  
・契約  
(市町村一業者)



## 6. 補装具製作業者の情報提供について

- (1) 補装具の給付を円滑に行うためには、製作等を行う業者の設備、技術が整備されることが必要であるので、公立補装具製作施設についてその設備、技術者等の整備強化を図るとともに、民間の補装具製作施設等に対してもその旨周知を図ること。
- (2) 市町村は申請者が適切な補装具製作業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。

義肢及び装具に係る業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、業者についても複数の義肢装具士を配置していることが望ましい。

義肢及び装具以外の補装具の種目に係る業者についても、経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に給付の実施が可能であるか等について十分に検討の上、選定する必要がある。

なお、補装具製作業者の選定に当たっては、財団法人テクノエイド協会（※）のホームページ等の活用が考えられる。

※ 財団法人テクノエイド協会は、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五・五・六法三八）」上の指定法人

## 7. 補装具の種目、額等の基準（告示）について

標記の告示について、現行は、身体障害者福祉法第20条第1項及び第21条の規定に基づく基準、児童福祉法第21条の6第1項及び第21条の7の規定に基づく基準の2種類をお示ししているところだが、平成18年10月に障害者自立支援法の補装具に関する部分が施行されることに伴い、上記の2種類の基準を1つの基準にまとめる予定。

なお、正式な告示は施行前の可能な限り早い時期にお示しできるよう準備をしているが、新規種目である重度障害者用意思伝達装置の基準イメージについては、別紙（案）<P.8>のとおりであるのでご了知願いたい。

## 重度障害者用意思伝達装置基準(案)

### 1. 交付基準

(別紙)

種目	名称	基本構造	付属品	価格(円)	耐用年数	備考
重度障害者用 意思伝達装置		ソフトウェアが組み込まれた専用パソコン	プリンタ		5	ソフトウェアが組み込まれた専用のパソコン及びプリンタで構成されたものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができる。

### 2. 修理基準

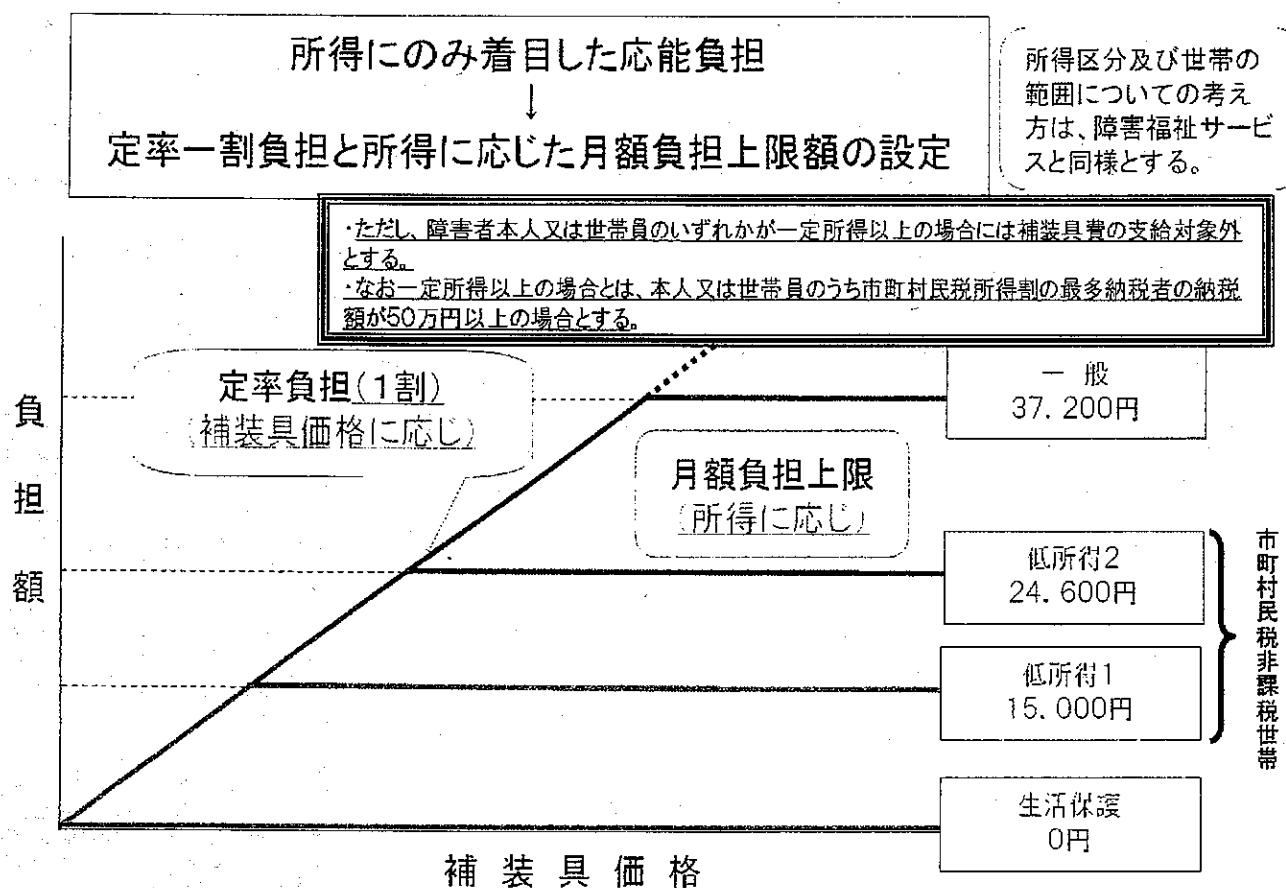
種目	修理部位			価格(円)	耐用年数	備考
重度障害者用 意思伝達装置	固定台	アーム式			5	重度障害者用意思伝達装置本体を固定し、ベッド等での利用を容易にするものであること。
		テーブル置き式			5	
	学習リモコン				5	エアコン等の家電製品を遠隔操作をするためのものであること。
	入力装置固定具				5	入力装置を身体の操作部に固定するためのものであること。
	コール				5	音声通話が可能なものであること。
	呼び鈴分岐装置				5	スイッチからの信号を、呼び鈴と専用パソコンとに分岐してつなぐことが可能なものであること。
	入力装置(スイッチ)	プッシュ式スイッチ			1	押す操作で信号入力が可能なものであること。
		握り式スイッチ			1	握り込む操作で信号入力が可能なものであること。
		ストリングスイッチ			1	紐を引っ張る操作で信号入力が可能なものであること。
		タッチセンサー式			3	触れる操作で信号入力が可能なものであること。タッチセンサーコントローラーを含む価格であること。フレキシブルタイプは6,000円加算すること。
		光電センサ式			3	光電タッチ・光ファイバーなどを使ったもの。光を遮断したり、反射する距離を変えたりすることで信号入力が可能なものであること。
		ピンタッチ 先端4本			3	手・足・頸・顔のわずかな動きで信号入力が可能なものであること。(先端部のみ6,300円)
		呼気式(吸気式)			1	息を吐く(吸う)ことで信号入力が可能なものであること。
		まばたきセンサースイッチ			3	まばたきをすることで信号入力が可能なものであること。
		筋電・眼電スイッチ	ディテクタ・電極部・ケーブル		3	動きを他のスイッチで検知できず、筋肉の生体信号(筋電)を検出し信号に変換あるいは眼瞼の動き(眼電)を検出し信号に変換することで入力が可能なものであること。電極、ペースト等消耗品は含まれないものであること。
		生体信号(脳波等)	ソフトウェア・ディテクタ・ケーブル		3	頭部の生体信号(脳波)を検出し信号に変換することで入力が可能なものであること。電極、ペースト等消耗品は含まれないものであること。
	PZスイッチ				3	ピエゾ素子を使った入力装置。
	フレックススイッチ				3	棒の先端に付いたゴムを曲げることで信号入力が可能なものであること。
	チップスイッチ				3	水銀による傾きを感じることで信号入力が可能なものであること。
	ISTセンサー まばたき、タッチ音声スイッチ				3	手・足・頸・顔のわずかな動きで信号入力が可能なものであること。音声センサーも使用可能。オプション:各センサー18,900円

## 8. 生活保護への移行防止措置について

障害福祉サービスと同様、補装具費においても「生活保護への移行防止措置」の適用を考えており、生活保護担当部局と現在調整中である。

なお、利用者負担の基本的な考え方については、平成18年3月1日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において、お知らせしたところである（下図参照）。

### 2 補装具費の利用者負担の見直し

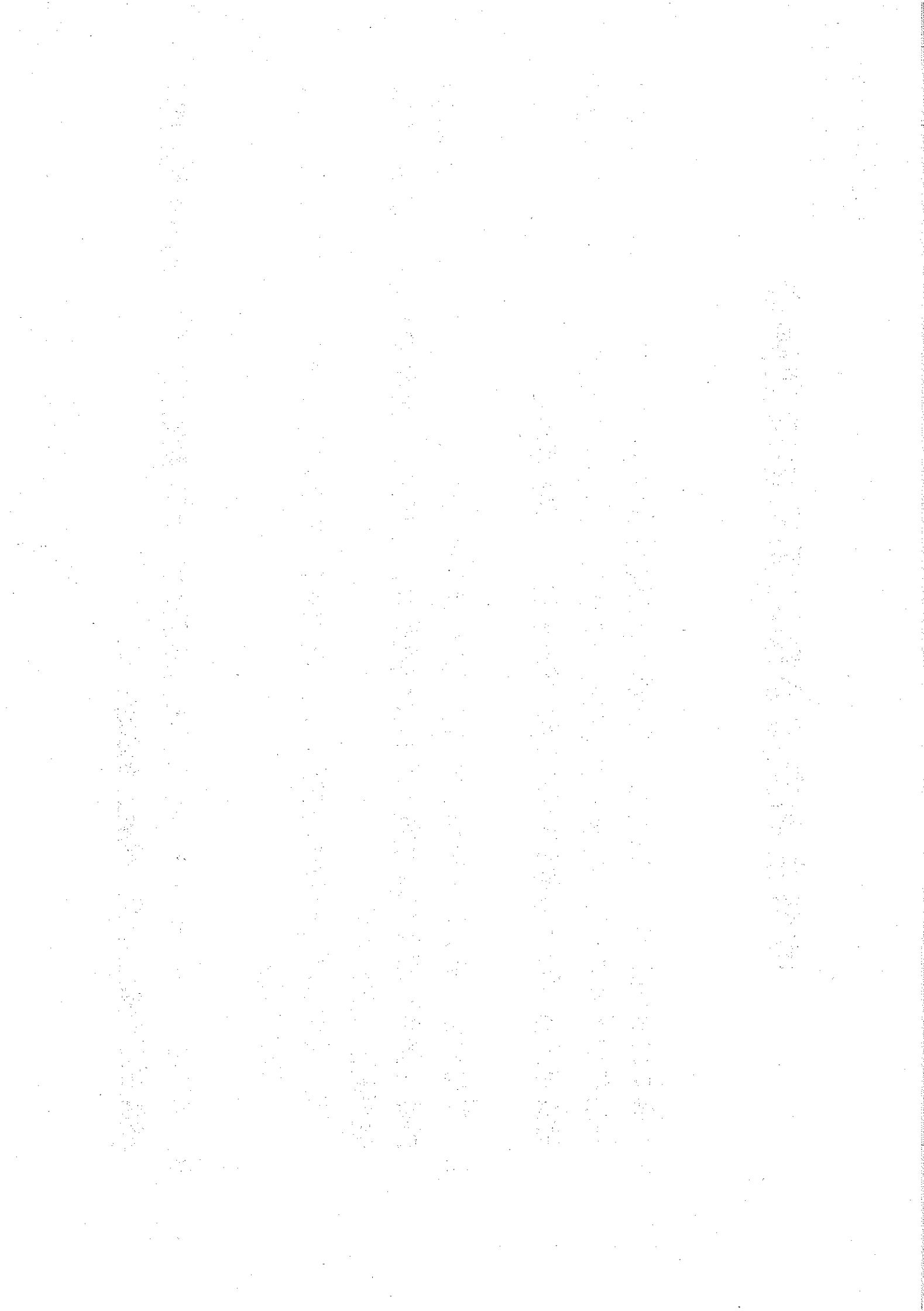


【参考資料】障害保健福祉関係主管課長会議（平成18年3月1日開催）資料7

## 地域生活支援事業に係る主な変更点

1. 事業の実施形態については、「実施主体が直接実施するか、又は、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができる。」としていたが、それに加え「福祉法人等が行う事業に対しても補助する事業」も実施可能とした。
2. 市町村の「その他の事業」である「障害児タイムケア事業」については、その対象者を「障害のある中高生等」から「障害者等」に拡大し、事業の名称を「日中一時支援事業」に変更した。

※ 短期入所（宿泊を伴わない。）を利用していた障害者等も本事業の対象とすることが可能。
3. 市町村の「その他の事業」に「経過的デイサービス事業」及び「経過的精神障害者地域生活支援センター事業」を創設した。



## 地域生活支援事業実施要綱（案）

### 1 目的

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 実施主体

#### (1) 市町村地域生活支援事業

市町村（指定都市、中核市、特別区含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。

ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものとする。

#### (2) 都道府県地域生活支援事業

都道府県を実施主体とする。

ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含む。

なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

### 3 事業内容

#### (1) 市町村地域生活支援事業

障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創造的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

ア 相談支援事業	(別記 1)
イ コミュニケーション支援事業	(別記 2)
ウ 日常生活用具給付等事業	(別記 3)
エ 移動支援事業	(別記 4)
オ 地域活動支援センター機能強化事業	(別記 5)
カ その他の事業	(別記 6)

## (2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| ア 専門性の高い相談支援事業       | (別記 7)  |
| イ 広域的な支援事業           | (別記 8)  |
| ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業 | (別記 9)  |
| エ その他の事業             | (別記 10) |

## 4 利用者負担

実施主体の判断によるものとする。

## 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

## 6 留意事項

- (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。
- (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代読、要約を行う等障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
- (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。
- (4) 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業については、補助対象とならない。

(別記 1)

## 相談支援事業

### 1 目的

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

(注) 以下の事業は、国庫補助の対象となる事業について示したものである。

なお、相談支援事業のうち、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、地域の実情に応じ、交付税を財源として実施される事業であり、その事業は別添1のとおりである。

### 2 事業内容

#### (1) 市町村相談支援機能強化事業

##### ア 目的

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

##### イ 事業内容

(ア) 専門的な相談支援等をする困難ケース等への対応

(イ) 地域自立支援協議会(注1)を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

##### ウ 専門的職員

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

##### エ 留意事項

(ア) 地域自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。

(イ) 地域自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。

(ウ) 都道府県自立支援協議会(注2)に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

##### (注1) 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

##### (注2) 都道府県自立支援協議会

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

## 【別添1】

### 障害者相談支援事業

#### 1 概要

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

#### 2 実施主体

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者への委託可）

（注1） 指定相談支援事業者に委託する場合においては、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、地域自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。

#### 3 事業の具体的な内容

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利の擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) 地域自立支援協議会の運営 等

（注2） 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者に対し、障害程度区分に係る認定調査の委託が可能

#### 4 相談支援体制の例

相談支援体制については、地域自立支援協議会を中心としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

なお、想定される例としては、下記のとおり。

- (1) 障害種別に対応する総合的拠点を設置する。
- (2) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (3) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

#### 5 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。

(構成メンバー)

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者 等

(主な機能)

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施。
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて隨時開催）
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・ 権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営 等

## (2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

### ア 目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

### イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、主に次の支援を行う。

#### （ア） 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

#### （イ） 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

#### （ウ） 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

### ウ 対象者

知的障害者又は精神障害者であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

## (3) 成年後見制度利用支援事業

### ア 目的

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

### イ 事業内容

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

### ウ 対象者

次のいずれにも該当する者

（ア） 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者

（イ） 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者

（ウ） 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

(別記2)

コミュニケーション支援事業

1. 目的

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

2. 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。

3. 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

4. 留意事項

(1) 派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、調整者の設置等について配慮すること。

(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。

ア 「手話通訳者」

(ア) 「手話通訳士」 … 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日厚生省告示第108号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

(イ) 「手話通訳者」 … 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者

(ウ) 「手話奉仕員」 … 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者

イ 「要約筆記者」

「要約筆記奉仕員」 … 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者

(別記3)

日常生活用具給付等事業

1 目的

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 事業内容

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。

3 対象者

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者であって、当該用具を必要とする者

4 留意事項

- (1) 納付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付すること。  
また、給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所等に助言を求めることが適当である。
- (2) 納付品目の選定に当たって実施主体は、(財) テクノエイド協会が運営するテクニカルエイド情報システム(TAIS)の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。
- (3) 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入・共同購入又は競争入札等の活用が適当である。
- (4) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第15号)等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。

(別記4)

## 移動支援事業

### 1 目的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1) 実施内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

#### (2) 実施方法

各市町村の判断により地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること。なお、具体的には以下の利用形態が想定される。

##### ア 個別支援型

個別の支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援

##### イ グループ支援型

(ア) 複数の障害者等への同時支援

(イ) 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

##### ウ 車両移送型

(ア) 福祉バス等車両の巡回による送迎支援

(イ) 公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援

#### (3) 対象者

障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者とする。

#### (4) サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者とする。

### 3 留意事項

#### (1) 指定事業者への事業の委託

サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、

- ・ 新制度における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者
- ・ これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者などを活用した事業委託に努めること。

また、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。

#### (2) 突発的ニーズへの対応

急な用事ができた場合、電話等の簡便な方法での申し入れにより、臨機応変にサービス提供を行うこと。

#### (3) サービス提供者については、平成15年3月27日障発第0327011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「居宅介護従事者養成研修等について」を活用するなど、その資質の向上に努めること。

また、利用者の利便性を考慮し、他の市町村への外出等に支障を生じないよう

配慮するとともに、代筆、代読等障害種別に配慮したサービス提供に努めること。

(別記5)

## 地域活動支援センター機能強化事業

### 1 目的

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

基礎的事業(注1)に加え、本事業の機能強化を図るため、「地域活動支援センターⅠ型」、「地域活動支援センターⅡ型」、「地域活動支援センターⅢ型」の類型を設け、以下の事業を実施する。

#### (1) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

#### (2) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

#### (3) 地域活動支援センターⅢ型

ア 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業(以下「小規模作業所」という。)の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。

イ このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。(財源は交付税により措置)

### 3 職員配置

本事業の実施に当たっては、以下のとおり職員を配置する。

#### (1) 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業(注2)による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とする。

#### (2) 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

#### (3) 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする。

(注2) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。

#### 4 利用者数等

- (1) 地域活動支援センターⅠ型  
1日当たりの実利用人員が概ね20名以上。
- (2) 地域活動支援センターⅡ型  
1日当たりの実利用人員が概ね15名以上。
- (3) 地域活動支援センターⅢ型  
1日当たりの実利用人員が概ね10名以上。

#### 5 留意事項

- (1) 実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。
- (2) 地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。

(別記6)

その他の事業

○ 実施事業

(1) 福祉ホーム事業

ア 目的

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）

ウ 利用方法

福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。

エ 管理人の業務

(ア) 施設の管理

(イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言

(ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整

オ 留意事項

(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮すること。

(イ) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。

(ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重して定めること。

(2) 盲人ホーム事業

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業

(3) 訪問入浴サービス事業

ア 目的

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護

ウ 対象者

本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者

## エ サービス提供従事者

事業所ごとに置くべき訪問入浴サービスの提供に当たる従事者は、次のいずれかの者とする。

- (ア) 看護師又は准看護師
- (イ) 介護職員

## オ 留意事項

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

## (4) 身体障害者自立支援事業

### ア 目的

身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者。以下同じ。）による介助サービス等を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援することを目的とする。

### イ 事業内容

ケアグループによる介助サービスの提供は、障害者の障害の状況を勘案して次に掲げるサービスを必要に応じ提供するものとする。

- (ア) 身辺介助  
食事、入浴、排泄、更衣・整容等の介助
- (イ) 家事援助  
掃除、洗濯、調理、買い物等の援助
- (ウ) 夜間における臨時の対応
- (エ) 生活相談 等

### ウ 対象者

入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の重度の身体障害者とする。  
ただし、常時医療を必要とする状態にある者を除く。

## (5) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

### ア 目的

在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

### イ 事業の内容

実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。

### ウ 利用者の要件

利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であって情報機器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

## 工 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、「重度障害者在宅就業推進事業実施要綱」（平成17年4月1日付け職高発第0401014号）に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等（以下「支援機関」という。）と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。

### （6）更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

#### ア 更生訓練費給付事業

##### （ア）目的

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び障害者自立支援法（以下「法」という。）附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く。以下「施設」という。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

##### （イ）支給対象者

法第19条第1項の規定による支給決定障害者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定障害者である身体障害者のうち更生訓練を受けている者並びに身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者とする。ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない者に限る。

##### （ウ）支給額

市町村が、従前の更生訓練費の支給の状況や更生訓練の内容等を勘案して必要と認めた訓練のための経費及び通所のための経費を合算した額とする。

#### イ 施設入所者就職支度金給付事業

##### （ア）目的

法附則第41条第1項に規定する施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

##### （イ）支給対象者

法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けた身体障害者若しくは身体障害者福祉法第18条第2項に基づき身体障害者更生施設等に入所（通所）又は入所（通所）の委託をされ更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。

##### （ウ）支給額

市町村が、従前の就職支度金の支給の状況や就職支度の内容等を勘案して必要と認めた額とする。

### （7）知的障害者職親委託制度

#### ア 目的

知的障害者の自立更生を図るために、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生

援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ 対象者

知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適當とされた知的障害者とする。

ウ 実施機関

職親への委託については福祉事務所により行われることが適切であるので、その権限を福祉事務所長に委任する。

なお、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について福祉事務所長に協力して必要な判定及び相談指導を行う。

エ 留意事項

福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適當であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮のうえその知的障害者に適合する職親を選定する。また、福祉事務所は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に直接職親の家庭を訪問させ、委託する場合に職員が守るべき条件、当該知的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得るとともに、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行えるよう十分な準備を整えたうえ、委託の措置をとること。

(8) 生活支援事業

ア 目的

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 生活訓練等事業

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。

(イ) 本人活動支援事業

知的障害者が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する。

(ウ) ボランティア活動支援事業

精神障害者及びその家族等の団体が行う精神障害者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等、及び精神障害者に対するボランティア活動の支援を行う。

(エ) 福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等に斡旋する。

(オ) その他生活支援事業

その他、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行う。

(9) 日中一時支援事業

ア 目的

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

イ 対象者

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等

ウ 事業内容

- (ア) 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。
- (イ) 送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行う。
- (ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行う。

エ 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。

オ 留意事項

- (ア) 障害福祉サービス事業所等であって、事業実施に当たって必要なスペースの確保がなされているものと市町村が認める場所において実施すること。
- (イ) 障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと市町村が認める設備を設けること。
- (ウ) 本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できること。

(10) 生活サポート事業

ア 目的

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。

イ 事業内容

- (ア) 実施方法  
介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、市町村の判断により、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行う。
  - (イ) サービスを提供する者  
サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者
- ウ 留意事項
- (ア) 利用者の状態に応じ、自立訓練等の他の福祉サービスを活用するための調整等を行うこと。
  - (イ) 利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活への助長に努めること。

(11) 社会参加促進事業

ア 目的

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
  - a 事業内容  
スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余

暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する。

b 留意事項

参加する障害者の事故防止等に十分留意すること。

(イ) 芸術・文化講座開催等事業

a 事業内容

障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

b 留意事項

芸術・文化活動を行っている障害者を把握し、その名簿を作成するとともに、民間活動の情報を収集し、障害者に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。

(ウ) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。

(エ) 奉仕員養成研修事業

a 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

b 留意事項

養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(オ) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

(カ) その他社会参加促進事業

その他、障害者の社会参加の促進に必要な事業を行う。

ウ 留意事項

複数の市町村が共同して実施する際には、当該市町村、関係団体等で構成される連絡会議等を設置など連絡調整が図られること。

(12) 経過的デイサービス事業

ア 目的

平成18年10月から障害者デイサービスが廃止されることに伴い、平成18年9月末日において障害者デイサービスを実施している事業所であって10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な事業所について、利用者が継続してサービスを受けられるようにすることを目的とする。

イ 事業内容

平成18年10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、移行するまでの間（平成19年3月末日までに限る。）、利用者に対して継続してデイサービスを提供する事業。

ウ 留意事項

本事業については、平成18年限りの経過措置として実施する事業であり、平成19年度以降については、市町村事業である地域活動支援センターに移行すること。

(13) 経過的精神障害者地域生活支援センター事業

ア 目的

改正前の精神保健福祉法に規定する精神障害者地域生活支援センターが、平成18年10月に地域活動支援センターへ移行するにあたって、「地域活動支援センター機能強化事業（別記5）」の4の要件を満たすことが困難な場合にあっても、その機能の有効な活用を図る観点から、引き続き事業を実施し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

イ 事業内容

「地域活動支援センター機能強化事業（別記5）」の2（1）に定める内容に相当する事業とする。

ウ 留意事項

本事業は、平成18年限りの措置として実施する事業であり、平成19年度以降については、市町村事業である地域活動支援センターに移行すること。

(別記7)

## 専門性の高い相談支援事業

### 1 目的

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

(注) 以下の事業は、国庫補助の対象となる事業について示したものである。

なお、「障害児等療育支援事業」については、都道府県等により交付税を財源として実施される事業であるが、その事業は別添2のとおりである。

### 2 実施内容

#### (1) 発達障害者支援センター運営事業

平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」に基づき実施する事業。

#### (2) 障害者就業・生活支援センター事業

平成14年5月7日職高発0507004号・障発第0507003号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙3」に基づき実施する事業。

#### (3) 高次脳機能障害支援普及事業

##### ア 目的

都道府県に高次脳機能障害者への支援を行うための支援拠点機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対する支援体制を整備する。

##### イ 事業内容

- (ア) 支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う。
- (イ) 自治体職員、福祉事業者等に対して、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、地域において高次脳機能障害者に対する適切な支援が行われるよう支援体制の整備を行う。

##### ウ 相談支援コーディネーター

社会福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者

## 【別添2】

### 障害児等療育支援事業

#### 1 概要

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。

#### 2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市（社会福祉法人、特定非営利活動法人等への委託可）

#### 3 事業の具体的内容

- (1) 訪問による療育指導
- (2) 外来による専門的な療育相談、指導
- (3) 障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導
- (4) 療育機関に対する支援

(別記8)

## 広域的な支援事業

### 1 目的

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

### 2 実施事業

#### (1) 都道府県相談支援体制整備事業

##### ア 目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

##### イ 事業内容

- (ア) 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 地域で対応困難な事例に係る助言等
- (ウ) 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- (カ) 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

##### ウ アドバイザー

- (ア) 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- (イ) 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- (ウ) 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

##### エ 留意事項

都道府県自立支援協議会（注）において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

（注） 都道府県地域自立支援協議会

都道府県域全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する（財源は交付税により措置）。

#### 《構成メンバー》

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体の代表者、市町村、学識経験者 等

#### 《主な機能》

- ・ 都道府県内の地域自立支援協議会単位（市町村）ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議

- 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- 都道府県全域における社会資源の開発、改善
- その他（権利擁護の普及に関すること等）

**(2) 精神障害者退院促進支援事業**

**ア 目的**

精神病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行う。

**イ 事業内容**

対象者の個別支援等に当たる自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ退院に向けて主に次の支援を行い、精神障害者の円滑な地域移行の促進を図る。

- (ア) 精神病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動。
- (イ) 退院に向けた個別の支援計画の作成。
- (ウ) 院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）に係る同行支援等
- (エ) 対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- (オ) 退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

**ウ 自立支援員の要件**

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者

**エ 留意事項**

**(ア) 関係機関への周知**

管内市町村、精神病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して広く周知し、本事業の実施に係る対象者の申請、協力施設の拡充及び支援体制の充実等事業の円滑な実施を図ること。

**(イ) 対象者の選定等**

実施主体、市町村、精神病院医師、福祉サービス事業者等で構成する協議会等を設置し、客観的な視点に立って対象者の選定を行うこと。

**(ウ) 関係機関との連携**

対象者の円滑な地域移行を図る観点から、相談支援事業者、その他福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等と連携を図ること。

**(エ) 事業の評価**

地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、地域自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めること。

(別記9)

## サービス・相談支援者、指導者育成事業

### 1 目的

障害福祉サービス又は相談支援（以下この文において「サービス等」という。）が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

#### （1） 障害程度区分認定調査員等研修事業

##### ア 目的

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害程度区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害程度区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。

##### イ 実施内容

###### （ア） 障害程度区分認定調査員研修

市町村職員、事業所の職員等であって、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。

###### a 研修内容

- ・ 障害程度区分に関する基本的な考え方
- ・ 認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等

###### b 研修課程

合計4時間程度以上を目安とする。

###### c 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

###### （イ） 市町村審査会委員研修

障害者自立支援法に規定する市町村長が選定する市町村審査会委員を対象として研修を実施する。

###### a 研修内容

- ・ 障害程度区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢
- ・ 障害程度区分認定基準の考え方（障害程度区分認定手続きの流れ、障害程度区分の認定基準の概念、1次判定及び2次判定の役割）等

###### b 研修課程

合計3時間程度以上を目安とする。

###### c 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

###### （ウ） 主治医研修

医師意見書を記載する（予定を含む。）医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。

また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。

###### a 研修内容

- ・ 障害程度区分に関する基本的考え方

- ・ 障害程度区分認定における医師意見書の役割
  - ・ 医師意見書の具体的記載方法等
- b 研修課程  
合計3時間程度以上を目安とする。
- c 受講者名簿  
都道府県等は、受講者名簿を作成する。

ウ 留意事項

- (ア) 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第10条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。
- (イ) 実施主体は、指定都市及び中核市に加え、その他市町村に対しても委託することができること。

(2) 相談支援従事者研修事業

平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。

(3) サービス管理責任者研修事業

ア 目的

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」の養成を行うことを目的とする。

イ 実施方法等

別に定める通知に基づき実施する。

(4) 居宅介護従業者等養成研修事業

ア 目的

障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。

イ 実施方法等

別に定める通知に基づき実施する。

(5) 手話通訳者養成研修事業

ア 事業内容

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修する。

イ 留意事項

(ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生大臣官房障害保健福祉部長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るために、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、

活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

ア 事業内容

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成研修する。

イ 留意事項

「盲ろう者通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」（国立身体障害者リハビリテーションセンター学院主催）や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」（社会福祉法人全国盲ろう者協会主催）を修了した者を活用するなど、両研修会の内容を参考に実施すること。

(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

ア 事業内容

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。

イ 留意事項

研修会の開催に当たっては、本事業が地域における人権侵害事案の発見や関係機関への情報提供を行うこと及び日常的相談援助活動をきめ細かく行うためのネットワークを形成することなどを具体化するためのものであることに留意し、関係機関、関係団体等と十分な連携を図り実施すること。

(8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。

3 留意事項

受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。

## その他の事業

### ○ 実施事業

#### (1) 福祉ホーム事業

##### ア 目的

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

##### イ 対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）

##### ウ 利用方法

福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。

##### エ 管理人の業務

###### (ア) 施設の管理

###### (イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言

###### (ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整

##### オ 留意事項

(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮すること。

(イ) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。

(ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重して定めること。

#### (2) 盲人ホーム事業

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業

#### (3) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

##### ア 目的

在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

##### イ 事業の内容

実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。

##### ウ 利用者の要件

利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であつて情報機

器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

## エ 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、平成17年4月1日職高発第0401014号「重度障害者在宅就業推進事業実施要綱」に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等（以下「支援機関」という。）と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。

### （4）施設外授産の活用による就職促進事業

#### ア 目的

施設外授産の活用による就職促進事業は、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設又は就労継続支援事業所（以下「授産施設等」という。）に入所（通所を含む。以下同じ。）する者が、授産施設等に作業を発注する企業等（以下「委託企業」という。）の事業所において授産活動を行うとともに、授産活動終了後に公共職業安定所等が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援を行うこと等により、授産施設等から一般就労への移行の促進を図ることを目的とする。

#### イ 事業の内容

##### （ア）施設外授産の活用による就職促進事業推進委員会の設置・運営

###### a 設置・運営

（a）都道府県（障害福祉部局及び労働部局）は、都道府県労働局、地域障害者職業センター、授産施設等、委託企業等の関係者で構成される施設外授産の活用による就職促進事業推進委員会（以下「事業推進委員会」という。）を設置する。

（b）事業推進委員会は、本事業を円滑に運営できるよう定期的に開催する。

###### b 主要検討事項

事業推進委員会は、次の事項について検討を行う。

（a）就職支援の取り組み方

（b）就職促進のための関係機関との連携のあり方

（c）効果的支援策のあり方

（d）施設外授産の活用による就職促進事業の評価・報告

（e）その委員会で検討が必要と判断した事項

##### （イ）施設外授産の活用による就職促進事業

###### a 事業内容

この事業は、授産施設等が委託企業から一定の業務委託を受け、授産施設等に入所している障害者が委託企業の事業所において、労働法規等に照らし適正な方法で授産活動を行うことにより、委託企業との連携を深め、授産活動終了後の就職支援により、企業等への就職促進を図るものとする。

###### b 対象者

この事業の対象者は、授産施設等に入所している障害者であって、一般就労への移行が可能であり、かつ、一般就労を希望する者とする。

なお、事業の実施に当たっては、事前に対象となる障害者に対して、事業内容等を十分説明し、その了解を得る。

###### c 実施施設の選定

都道府県は、この事業を適正かつ確実に行うことができると認められる授

産施設等を選定する。

d 施設外授産指導員の配置

実施施設に施設外授産指導員を配置する。

e 施設外授産指導員の業務

施設外授産指導員は、実施施設職員の協力を得て、以下の業務を行う。

- (a) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- (b) 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整
- (c) 作業指導等、対象者が施設外授産を行うために必要な支援
- (d) 施設外授産についてのノウハウの蓄積及び授産施設等への提供
- (e) 委託企業や対象者の家族との連携
- (f) 事業推進委員会への出席
- (g) その他上記以外に必要な業務

f 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

特に、対象者が授産活動の終了後一般就労に移行できるよう、公共職業安定所において、職業相談、個別求人開拓、職場定着の援助を行うなど、就職に結びつけるための支援を行うこととしているので、労働行政との連携に遗漏なきを期すること。

(5) 重度障害者に係る市町村特別支援事業

ア 目的

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が25%を超えるなど著しく高い場合

b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

- (イ) 助成する額の範囲についてaに掲げる人数にbの額を乗じた金額の一定割合とする。

a 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（10%程度）を乗じて得た数を控除した数

b 重度訪問介護の障害程度区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度

(6) 生活訓練等事業

ア 目的

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ることを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業  
オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関することを講習する。
- (イ) 音声機能障害者発声訓練事業  
疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う。
- (ウ) その他の生活訓練等事業  
その他、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。

#### (7) 情報支援等事業

##### ア 目的

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ることを目的とする。

##### イ 事業内容

- (ア) 手話通訳設置事業
  - a 事業内容  
聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う者を福祉事務所等公的機関に設置する。
  - b 留意事項  
設置する手話通訳を行う者は、コミュニケーション支援事業（別記2）の4の（2）のアに定義する「手話通訳者」とすること。
- (イ) 字幕入り映像ライブラリー事業
  - a 事業内容  
字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障害者等に貸し出しうる。
  - b 留意事項  
社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの「字幕ビデオライブラリー共同事業」との連携に留意すること。
- (ウ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
  - a 事業内容  
盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。
  - b 留意事項
    - (a) 事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者を選定する。なお、必要に応じて適任者の選定・派遣のための調整者の設置についても配慮すること。
    - (b) 実施主体は、事業の実施に当たり、社会福祉法人全国盲ろう者協会が行う派遣事業の対象者と重複することのないよう留意すること。
- (エ) 点字・声の広報等発行事業  
文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に障害者に提供する。
- (オ) 点字による即時情報ネットワーク事業  
社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報を、地方点字図書館等が受け取り、点字物や音声等により提供する。

(8) 障害者ＩＴ総合推進事業

ア 目的

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者ＩＴサポートセンターを拠点とし、各ＩＴ関連事業を総合的かつ一体的に実施し、ＩＴを活用しての障害者の社会参加を一層促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 障害者ＩＴサポートセンター運営事業

障害者の情報通信技術（ＩＴ）の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、障害者ＩＴサポートセンターを設置・運営を行う。

(イ) パソコンボランティア養成・派遣事業

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成・派遣する。

(ウ) その他障害者のＩＴ利活用を支援する事業

(9) 社会参加促進事業

ア 目的

スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 都道府県障害者社会参加推進センター運営事業

a 事業内容

障害者の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に都道府県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。

b 留意事項

中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にし、事業の水準向上に努めること。

(イ) 身体障害者補助犬育成事業

a 事業内容

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する費用を助成する。

b 留意事項

実施主体は、関係団体等の要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。

(ウ) 奉仕員養成研修事業

a 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

b 留意事項

養成講習を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(エ) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

a 事業内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、スポーツ指導員の養成や各種スポーツ・レクリエーション教室及び障害者スポーツ大会の開催を行う。

b 留意事項

(a) 参加する障害者等の事故の防止等に十分留意すること。

(b) スポーツ指導員の養成に当たっては、財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が定める「公認障害者スポーツ指導者養成研修基準カリキュラム」を利用するなど、スポーツ協会と緊密な連携を図ること。

(オ) 芸術・文化講座開催等事業

a 事業内容

障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

b 留意事項

芸術・文化活動を行っている障害者の把握に努めるとともに、民間活動の情報を収集し、障害者に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。

(カ) サービス提供者情報提供等事業

a 事業内容

障害者が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。

b 留意事項

実施主体は、サービス提供者（指定居宅介護事業者、手話通訳者等）や関連事業との連携を図るとともに、適切かつ公正な情報提供に努めること。

(キ) その他社会参加促進事業

事業内容

その他、障害者の社会参加の促進に必要な事業を行う。

(案)

障地発第 号  
平成18年 月 日

各 都道府県障害保健福祉担当課長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課地域生活支援室長

## 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

標記につきましては、障害者自立支援法第87条において厚生労働大臣が基本的な指針を定め、同法第88条第1項及び89条第1項において市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めることとされているところですが、今般、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働省告示第 号) (以下、「基本指針」という。) が示されたことに伴い、同法第77条及び78条に定められた市町村及び都道府県の地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について、別添のとおり取りまとめましたので、参考に配布いたします。

なお、管内市町村に対しては、貴職から速やかに情報提供をお願いします。

# 市町村及び都道府県地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

## 1. 障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方

地域生活支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、それ法律上実施しなければならない具体的な事業を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができるとしている。

本事業の実施に当たっては、障害者自立支援法に規定する個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と組み合わせて実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況を勘案し、委託契約、広域連合等の活用、個別給付では対応できない複数の利用者への対応等、柔軟な形態により各地方自治体の創意工夫の下に効率的・効果的に実施することが求められている。

このため、計画の策定に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めるとともに関係部局、関係機関並びに市町村と都道府県間の密接な連携を図ることが必要である。

## 2. 障害福祉計画の作成に関する事項

### （1）市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項（基本指針：別表第二関連）

基本指針の事項	内 容
（市町村障害福祉計画） 市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。	次の事業の内容について定める。 なお、近隣市町村と広域的に実施する事業、他市町村に委託する事業、法第77条第2項により都道府県が代わって実施する事業等については、その旨を明記する。
① 実施する事業の内容	1. 相談支援事業 2. コミュニケーション支援事業 3. 日常生活用具給付等事業 4. 移動支援事業 5. 地域活動支援センター機能強化事業 6. 発達障害者支援センター運営事業（指定都市に限る。） 7. 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業

<p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p>	<p>平成20年度までの各年度及び平成23年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める。</p>
	<p>1. 事業の実施に関する考え方 実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記する。</p>
	<p>2. 事業の量の見込み</p>
	<p>(1) 相談支援事業</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者相談支援事業、地域自立支援協議会、障害児等療育支援事業（指定都市、中核市に限る。）の実施見込み箇所数。</li> <li>・ 市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業のうち実施するものについて、実施見込み箇所数。</li> </ul>
	<p>(2) コミュニケーション支援事業</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等の利用見込み者数。</li> </ul>
	<p>(3) 日常生活用具給付等事業</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活用具の種類ごとの給付等見込み件数。</li> </ul>
	<p>(4) 移動支援事業</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数。</li> </ul>
	<p>(5) 地域活動支援センター機能強化事業</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動支援センターのⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型ごとの実施見込み箇所数、利用見込み者数。</li> </ul>
	<p>(6) 発達障害者支援センター運営事業（指定都市に限る。）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数、利用見込み者数。</li> </ul>
	<p>(7) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき必要と判断される事業について、それぞれの事業の種類ごとの実施箇所数及び量の見込み等を定める。</p>
<p>③ 各事業の見込量の確保の方策</p>	<p>各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等広域的・総合的な実施など効率的・効果的な事業の確保方策を定める。</p>
<p>④ その他実施に必要な事項</p>	<p>特記すべき事項があれば定める。</p>

(2) 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項（基本指針：別表第四関連）

基本指針の事項	内 容
<p>(都道府県障害福祉計画)</p> <p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p>	<p>次の事業の内容について定める。</p> <p>1. 専門性の高い相談支援事業            (1) 発達障害者支援センター運営事業            (2) 障害者就業・生活支援センター事業            (3) 高次脳機能障害支援普及事業</p> <p>2. 広域的な支援事業            (1) 都道府県相談支援体制整備事業等            (2) 精神障害者退院促進支援事業</p> <p>3. 法第77条第2項により市町村に代わって行う事業</p> <p>4. 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業</p>
<p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p>	<p>平成20年度までの各年度及び平成23年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める。</p> <p>1. 事業の実施に関する考え方            実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記する。</p> <p>2. 事業量の見込み            (1) 専門性の高い相談支援事業            ① 発達障害者支援センター運営事業            • 実施見込み箇所数、利用見込み者数。            ② 障害者就業・生活支援センター事業            • 実施見込み箇所数、利用見込み者数。            ③ 高次脳機能障害支援普及事業            • 実施見込み箇所数、利用見込み者数。</p> <p>(2) 広域的な支援事業            ① 都道府県相談支援体制整備事業等            • 都道府県相談支援体制整備事業、都道府県自立支援協議会及び障害児等療育支援事業の実施見込み箇所数。</p>

② 精神障害者退院促進支援事業

- 実施見込み箇所数、利用見込み者数。

(3) 法第77条第2項により市町村に代わって行う事業

(4) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズ又は市町村における事業の実施状況に基づき実施が必要と判断される事業について、それぞれの事業の種類ごとの実施箇所数及び量の見込み等を定める。

③ 各事業の見込量の確保のための方策

市町村における事業が適正かつ円滑に実施されるよう市町村への支援、基盤整備に関する広域的な調整等を図るなど総合的な事業の確保方策を定める。

④ その他実施に必要な事項

特記すべき事項があれば定める。

参考

障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量及びその考え方

1. 市町村事業（1／2）

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度		実施に関する考え方
	実施見込 み箇所数	利用見込 み箇所数	実施見込 み箇所数	利用見込 み箇所数	実施見込 み箇所数	利用見込 み箇所数	実施見込 み箇所数	利用見込 み箇所数	
(1) 相談支援事業									
ア 障害者相談支援事業									
イ 地域自立支援協議会									
ウ 障害児等療育支援事業									(指定都市、中核市のみ)
(2) 市町村相談支援機能強化事業									
③ 住宅入居等支援事業									
④ 成年後見制度利用支援事業									
(2) コミュニケーション支援事業									
(3) 日常生活用具給付等事業 ※ 給付等見込み件数を記載									
① 介護訓練支援用具									
② 自立生活支援用具									
③ 在宅療養等支援用具									
④ 情報・意志疎通支援用具									
⑤ 排泄管理支援用具									
⑥ 住宅改修費									

1. 市町村事業(2/2)

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施見込 み箇所数	利用見込 み箇所数	実施見込 み箇所数	利用見込 み箇所数	実施見込 み箇所数	利用見込 み箇所数	実施見込 み箇所数	利用見込 み箇所数
(4) 移動支援事業 ※ ①汲み取り、「別冊改め者割」欄に、細別別表 並用取扱説明書に記載する。								
(5) 地域活動支援センター機能強化事業								
① 地域活動支援センターⅠ型								
② 地域活動支援センターⅡ型								
③ 地域活動支援センターⅢ型								
(6) 発達障害者支援センター運営事業 ※ 指定都市に限る。								
※1 横浜市で実施する事業が該当する場合はその事業記載。								
※2 道道橋がわで実施する事業が該当する場合はその事業記載。								
(上記の他実施する事業)								

※ 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。  
(注)「実施に関する考え方」については、別途、記載する方法もあること。

## 2. 都道府県事業

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施見込 み箇所数	利用見込 み者数	実施見込 み箇所数	利用見込 み者数	実施見込 み箇所数	利用見込 み者数	実施見込 み箇所数	利用見込 み者数
(1) 専門性の高い相談支援事業								
① 発達障害者支援センター運営事業								
② 障害者就業・生活支援センター事業								
③ 高次脳機能障害支援普及事業								
(2) 広域的な支援事業								
① 都道府県相談支援体制整備事業等								
ア 都道府県相談支援体制整備事業								
イ 都道府県自立支援協議会								
ウ 障害児等療育支援事業								
② 精神障害者退院促進支援事業								
* 都道府県がかつて実施する事業等がある場合にその事業を記載。								
(上記の他実施する事業)								

※ 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。  
 (注)「実施に関する考え方」については、別途、記載する方法もあること。

## 「身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会」 報告書概要

### 普及啓発活動

- ・現状では補助犬に関する社会的定着が不十分。
- ・実効性のある普及啓発活動を展開することが必要。
- ・具体的な案として、
  - ・使用者や受入れ事業者、関係団体等へ、相談方法を周知。
  - ・自治体窓口等、関係部局の職員等への啓発。
  - ・学校における児童に対する啓発。
  - ・関係者が連携してイベント実施。
  - ・メディアの活用。
  - ・介助犬、聴導犬を必要とする障害者等に対し、有効性を具体的に周知。
  - ・訓練事業者による使用者のマナー向上のための定期的研修。等

### 相談体制

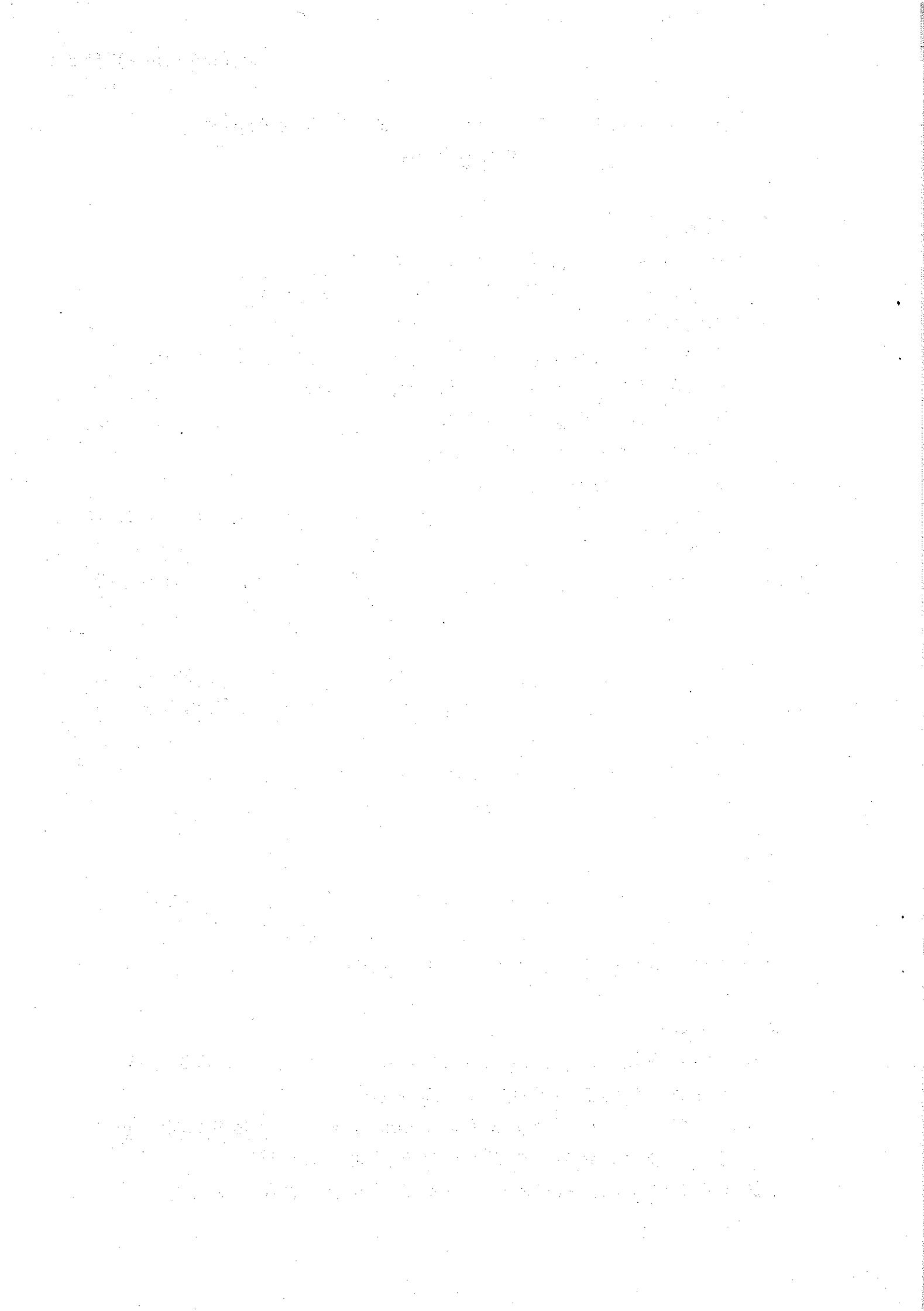
- ・特別な相談機関を新たに設置するのではなく、既存の機関を活用。
- ・自治体の福祉部局を中心に、地域保健部局や人権擁護機関等との連携が必要。
- ・相談マニュアル等の作成が必要。  
(そのための準備期間が必要。)

### 受入れ義務化の範囲拡大

- ・民間の事業所、住宅の受入れ義務化については、社会的認識の定着がある程度図られた後に取り組むべき課題。
- ・まずは実効性のある普及啓発活動を展開。

### 罰則等の新設

- ・制裁措置を課すには、社会的理解が進んでいることが必要であり、まずは実効性のある普及啓発活動を展開。
- ・制裁手段としては、罰金等の罰則は馴染まず、事業者名の公表があるが、適用の判断基準等の作成が必要との意見。
- ・障害者施策全体の議論の中で検討すべきとの意見もあった。



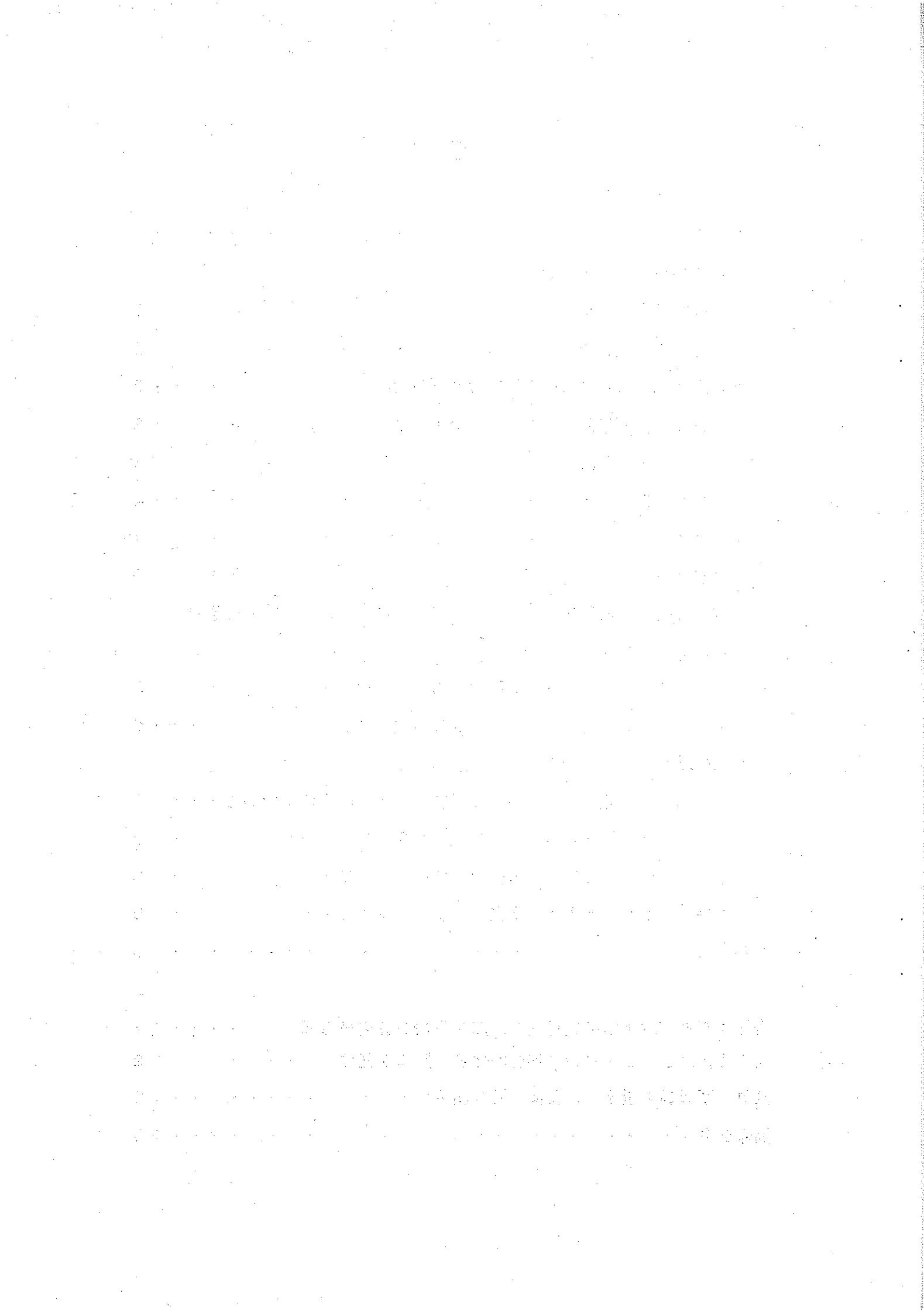
# 身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会報告書

平成18年6月



## 目 次

はじめに	1
1. 身体障害者補助犬法の施行状況	
(1) 訓練事業者の推移	2
(2) 指定法人数の推移	2
(3) 身体障害者補助犬の実働頭数及び待機数	3
(4) 身体障害者補助犬に対する社会の理解	3
(5) 補助犬の受入れ	3
(6) 普及啓発	4
(7) 相談窓口	4
2. 検討課題	5
3. 検討課題に係る関係団体からの意見・要望と検討会としての意見	
(1) 補助犬の普及啓発に関すること	
① 法及び補助犬に関する啓発の推進について	5
② 使用者の義務、マナー等の周知方法について	6
(2) 補助犬の社会での受入れに関すること	
① 法に関する事項に係る相談機関（体制）の整備について	7
② 事業所又は事務所、住宅の受入れ義務化について	8
③ 法を遵守しない場合の指導、罰則について	8
4. 関係団体からのその他の意見・要望で主なもの	9
おわりに	10
身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会委員名簿	11
第2回検討会 ヒアリング実施団体名（計17団体）	12
意見・要望書を提出した団体（計9団体）	12
関係法令	13



## はじめに

身体障害者補助犬法は、良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とし、平成14年5月に制定され、同年10月に施行されて、約3年が経過したところである。

法律の附則では、施行後3年を経過した場合において、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨定められている。

このため、法施行後における補助犬の普及啓発や社会での受入などの身体障害者補助犬法の施行状況について、補助犬に携わる関係者のそれぞれの立場から意見を伺い、今後どのような取り組みが有効か本検討会で検討することとしたものである。

本検討会は、これまで3回にわたって議論を重ねてきたところであるが、今般、身体障害者補助犬法の施行状況や関係団体からの意見・要望、それに対する検討会の意見をとりまとめたのでここに報告する。

## 1. 身体障害者補助犬法の施行状況

### (1) 訓練事業者の推移

身体障害者補助犬を育成する訓練事業者は、法施行後の平成15年4月時点で、介助犬2団体、聴導犬1団体、盲導犬9団体の計12団体であったものが、平成18年3月1日現在で、介助犬22団体、聴導犬19団体、盲導犬9団体の計50団体となっている。

なお、介助犬と聴導犬を併せて育成している事業者が14団体あることから事業者数は36団体である。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	2団体	14団体	20団体	21団体	22団体
聴導犬	1団体	8団体	15団体	17団体	19団体
盲導犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体
計	12団体	31団体	44団体	47団体	50団体

### (2) 指定法人数の推移

指定法人は、身体障害者補助犬として育成された犬が他人に迷惑を及ぼさないことや適切な行動を取る能力があることを認定する法人であるが、平成16年4月時点で、介助犬4団体、聴導犬3団体、盲導犬9団体であったものが、平成18年3月1日現在では、介助犬5団体、聴導犬5団体、盲導犬9団体となっている。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	—	4団体	5団体	5団体	5団体
聴導犬	—	3団体	5団体	5団体	5団体
盲導犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体

※盲導犬は、従前から道路交通法により認定制度が存在していたこと等を勘案し、経過措置（法附則第2条）により、当分の間、従来どおり国家公安委員会が指定した法人が認定を行ふものとされている。

### （3）身体障害者補助犬の実働頭数及び待機数

身体障害者補助犬として指定法人から認定された後に実働している頭数は、平成18年3月には、介助犬30頭、聴導犬11頭、盲導犬957頭（17年3月末）となっている。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	34	40	19	28	30
聴導犬	13	17	8	10	11
盲導犬	927(※1)	948(※2)		957(※3)	

※1 H15.3.31現在 ※2 H16.3.31現在 ※3 H17.3.31現在

身体障害者補助犬を希望する者のうち、自治体による育成事業等の助成を待機している者は、平成17年8月末現在で、盲導犬124人、介助犬4人、聴導犬3人となっている。（厚生労働省アンケート結果）

### （4）身体障害者補助犬に対する社会の理解

訓練事業者30団体中20団体、指定法人4法人中全法人、61自治体中49自治体が、身体障害者補助犬に対する社会の理解は進んだと評価している。（厚生労働省アンケート集計結果）

### （5）補助犬の受入れ

使用者団体が行ったアンケートによれば、一部に同伴の受入拒否があるとの結果がでている。

また、研究者などの発表資料によれば、身体障害者補助犬の受入れに対する意識は、法律施行後向上しているものの、一部には消極的な施設もあ

るとの結果が出ている。

#### (6) 普及啓発

- ・ 厚生労働省の取り組みは、ポスター、パンフレット、リーフレット、ステッカーの配布や政府広報、ホームページの公開等をこれまでに行ってきた。
- ・ 訓練事業者の取り組みは、学校や地域イベント等への参加、セミナー、シンポジウム等の開催を中心としたものとなっている。(厚生労働省アンケート集計結果)
- ・ 自治体の取り組みは、ポスター・リーフレット、ステッカー等印刷物の掲示・配布、セミナー、シンポジウム等の開催、自治体広報誌等での広報が主なものとなっている。(厚生労働省アンケート集計結果)

#### (7) 相談窓口

補助犬使用者又は住民等から補助犬に関する相談や苦情があった場合の自治体の対応は、61自治体のうち補助犬を担当する課が48自治体、委託先が5自治体、その他8自治体となっている。

また、市町村又は福祉事務所等で相談や苦情に対する体制をとっている自治体は61自治体中11自治体であり、他の自治体は県の本庁で対応している。(厚生労働省アンケート結果)

## 2. 検討課題

本検討会の検討課題については、第1回目の検討会において、次のとおり整理された。

### [補助犬の普及啓発に関すること]

- 法及び補助犬に関する啓発の推進について
- 使用者の義務、マナー等の周知方法について

### [補助犬の社会での受入れに関すること]

- 法に関する事項に係る相談機関（体制）の整備について
- 事業所又は事務所、住宅への補助犬の受入義務化について
- 法を遵守しない場合の指導、罰則について

## 3. 検討課題に係る関係団体からの意見・要望と検討会としての意見

### (1) 補助犬の普及啓発に関すること

#### ① 法及び補助犬に関する啓発の推進について

##### (関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 補助犬について、全く理解していないためペットと同じだと誤解をされ、施設への「入場・入店・入室」を拒否される場合が多く、まだ社会全体に補助犬の理解が進んでいない。
- ・ 補助犬の実際の利用状況を見ていただくことが、補助犬への理解を深めるためには最適であるため、訓練事業者、補助犬使用者による啓発活動がより重要であり効果的。
- ・ 国、都道府県等の積極的な普及啓発を望む。

##### (検討会における意見)

- 法施行から3年が経過し、施行前に比べると補助犬に関する社会の理解は進んだものの、補助犬のことをよく知らないことから同伴拒否

するなどの事例が見受けられることから、引き続き、実効性の高い普及啓発活動が必要である。

○ 普及啓発活動の主体としては、国、地方公共団体の他、補助犬を使用している障害当事者や訓練事業者等、関係者による普及啓発活動も望まれる。

○ 社会への普及啓発活動の具体的な案としては、

- ・補助犬使用者、受入れ側双方からの苦情・相談に関する相談対応マニュアルを作成、関係者へ周知
  - ・自治体の関係部局の職員等や学校における児童に対する啓発や研修の実施
  - ・公的施設等におけるポスターの掲示
  - ・障害者週間などにおけるイベント活動の実施
  - ・新聞・ラジオ・テレビ等のメディアの活用
  - ・補助犬や一定程度の能力を有する訓練犬によるデモンストレーションの実施
  - ・介助犬及び聴導犬を必要とする障害者等に対し、有効性等を具体的に周知
- などが考えられる。

## ② 使用者の義務、マナー等の周知方法について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・受入れを進めるためには、補助犬使用者が補助犬の衛生を確保する等の適切な管理を行うことが必要。
- ・使用者として、補助犬の適切な管理に対する自覚を高めるため、使用者教育の仕組みが必要。

(検討会における意見)

- 補助犬の行動の管理や衛生の確保などのマナーの遵守は、補助犬の受入れ義務化を推進する上で重要。
- 訓練事業者は使用者に対する研修を定期的に行うなど、マナーが遵守されるよう使用者教育に責任をもってあたる必要があるほか、地方公共団体による訓練事業者に対する指導も継続的に行う必要がある。

(2) 補助犬の社会での受入れに関すること

① 法に関する事項に係る相談機関（体制）の整備について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 受入れ拒否に関する苦情申立て救済機関、調整窓口がどこかについての周知や関係機関の連携が図られていない。

(検討会における意見)

- 補助犬についてのみ新たな相談機関を新設するのではなく、障害者が地域で生活する上で生じる様々な相談の一つとして、既存の機関において実施することが有効なのではないか。
- 障害者の社会参加推進の観点から、これを担当する地方公共団体の障害福祉部局の行政機関が中心となって、関係機関（人権擁護を担当する法務局や地域保健を担当する保健所等）と連携して、受入れ拒否等に対する相談に対応すべき。

(参考)

障害者基本法第4条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

身体障害者福祉法第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現

されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動に参加するための援助と必要な保護を総合的に実施するよう努めなければならない。

○ 今後、国及び地方公共団体における関係機関の連携体制の整備を進めるとともに、相談のための指針、マニュアル等の作成に関する検討が必要。

### ② 事業所又は事務所、住宅の受入れ義務化について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 民間の事業所、事務所、住宅等の受入れについて、努力規定から義務規定へすべき。

(検討会における意見)

○ 事業所又は事務所、住宅の受入れの義務化については、社会的認識の定着がある程度図られた後に取り組むべき課題であり、まずは実効性のある普及啓発活動を行うべき。

### ③ 法を遵守しない場合の指導、罰則について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 悪質な補助犬受入れ拒否業者に対する罰則規定を新設してはどうか。
- ・ 法が周知されてない現状があり、罰則を設けるのは時期尚早ではないか。
- ・ 法の趣旨・目的を考えると、罰金や懲役のような罰則は馴染まないことから、受入れを拒否した場合の個人名や法人名あるいは施設名の公表を行うこととしてはどうか。

(検討会における意見)

- 何らかの制裁措置を課すことは、法の実効性を高めるための有効な手段の一つとなりうる。
- その手段としては、①罰則を設けること。②受入れ拒否した場合の氏名の公表等が考えられる。
- ①については、身体障害者の施設の利用の円滑化という、法の趣旨・目的に照らすと制裁措置として罰金等の罰則には馴染まないのではないか。
- ②の違反事業者名の公表を行うには、適用に当たっての基準を設ける必要があることや公表に伴う受入業者に対する社会的制裁の影響の大きさを考えると、十分な事前準備や補助犬に関する社会的理解が進んでいることが必要である。
- また、障害者基本法の基本的理念や国連における障害者の権利条約の検討状況、人権侵犯事件に対して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じていること等を踏まえると、受入れ拒否に対する措置についても障害者施策全体の議論の中で検討すべき事項の一つであり、補助犬法のみで早急に結論を出すべきではないと考える。
- このため、理解不足による受入れ拒否が行われている現状を考えると、制裁措置については、今後の検討課題とし、まずは実効性のある普及啓発活動を進めることが必要。

4. 関係団体からのその他の意見・要望で主なもの

以上のほか、第2回目の検討会における関係団体からの意見・要望として以下のものがあった。

- ・ 本法の本旨は、「身体障害者の社会参加機会拡大」にあることか

- ら法の名称を「身体障害者社会参加推進法」に改めて欲しい。
- ・ 「自立、社会参加」が困難な局面においても、すべてを行政機関や他の専門家に頼るのではなく、自分たちに何ができるのかを、何をすべきかを模索することが必要。
  - ・ 訓練事業・認定事業の更なる専門性の向上を図り補助犬の資質を確保することが必要。

#### おわりに

本検討会では、身体障害者補助犬法の施行状況を調査した上で、補助犬使用者や訓練事業者、補助犬を同伴した身体障害者を受け入れる関係者等のご意見を踏まえ、今後どのような取組みが必要か等について検討を行った。

法施行後3年が経過するが、補助犬に関する知識がないことから、受け入れが拒否される事例が多いなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況であり、まず実効性のある普及啓発活動を行うことが最優先課題であると考えられる。

また、補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等の相談を行う機関の周知や関係機関の連携が図られていないこと、相談に対するノウハウが共有されていない等から、今後、関係機関の連携体制の整備や、相談マニュアルの作成を行う必要がある。

さらに、社会での定着がある程度図られた後の将来的な課題として、住宅や事業主の受け入れを義務とすること、義務規定に違反した場合の制裁措置を規定することが考えられるが、社会的認識の定着状況や具体的な指導指針の作成の検討等、障害者施策全体の中での議論や他の法体系との整合性、さらには国連における障害者の権利条約の動向等を踏まえながら、検討を進める必要がある。

## 身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	職 名
片石 修三 かたいし しゅうぞう	(財)日本障害者リハビリテーション協会常務理事
木村 哲彦 きむら てつひこ	国際医療福祉大学大学院リハビリテーション学分野教授
栗山 昌子 くりやま まさこ	(財)エイズ予防財団理事
獅子野 秀美 じし の ひでみ	東京都福祉保健局障害者施策推進部在宅福祉課長
高柳 友子 たかやなぎ ともこ	(NPO)日本介助犬アカデミー専務理事
玉木 真人 たまき まさと	神奈川県保健福祉部障害福祉課課長代理
秦 靖枝 はた やすえ	牛久市民福祉の会事務局長
日比野 清 ひびの きよし	佐野短期大学社会福祉学科教授
本田 純一 ほんだ じゅんいち	中央大学大学院法務研究科教授
○ 松尾 武昌 まつお たけまさ	(福)全国社会福祉協議会常務理事

○ 座長

第2回検討会 ヒアリング実施団体名（計17団体）

<p>使用者 6団体</p> <p>[盲導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイメイト協会同窓会</li> <li>・日本盲導犬協会ユーザーの会</li> <li>・全日本盲導犬使用者の会</li> </ul> <p>[介助犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本介助犬使用者の会</li> <li>・全国補助犬連合会ユーザーの会</li> </ul> <p>[聴導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本聴導犬ユーザーの会</li> </ul>	<p>関係団体 2団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国盲導犬施設連合会</li> <li>・全国補助犬連合会</li> </ul>
<p>訓練事業者 4団体</p> <p>[盲導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)日本盲導犬協会</li> <li>・(財)アイメイト協会</li> </ul> <p>[介助犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)全国介助犬協会</li> </ul> <p>[聴導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴導犬普及協会</li> </ul>	<p>指定法人 2団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)横浜市リハビリテーション事業団</li> <li>・(社福)日本聴導犬協会</li> </ul> <p>受け入れ側 3団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)全国生活衛生営業指導センター</li> <li>・(社)全国乗用自動車連合会</li> <li>・(財)日本賃貸住宅管理協会</li> </ul>
(計17団体)	

意見・要望書を提出した団体（計9団体）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)関西盲導犬協会</li> <li>・(財)中部盲導犬協会</li> <li>・全日本補助犬パートナーの会 &amp; 全日本補助犬育成の会</li> <li>・(特定非営利活動法人)トータルケア・アシスタントドックセンター</li>   <li>・茨城介助犬協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(特定非営利活動法人)介助犬育成を目指す会</li> <li>・(特定非営利活動法人)聴導犬育成の会</li> <li>・(社)日本フードサービス協会</li> <li>・(社)高層住宅管理業協会</li> </ul>
(計9団体)	

## 【関係法令】

障害者基本法(抜粋)

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

(基本的理念)

**第三条** すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第四条** 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

(国民の理解)

**第五条** 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

**第六条** 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

### 第十八条

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

**身体障害者福祉法(抜粋)**

(昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号)

(社会参加を促進する事業の実施)

**第二十一条の四** 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

**身体障害者補助犬法**

(平成十四年五月二十九日法律第四十九号)

**第一章 総則(第一条・第二条)**

**第二章 身体障害者補助犬の訓練(第三条—第五条)**

**第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性(第六条)**

**第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等(第七条—第十四条)**

**第五章 身体障害者補助犬に関する認定等(第十五条—第二十条)**

**第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等(第二十一条—第二十四条)**

**第七章 罰則(第二十五条)**

**附則**

**第一章 総則**

**(目的)**

**第一条** この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

**(定義)**

**第二条** この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

- 2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

## 第二章 身体障害者補助犬の訓練

### (訓練事業者の義務)

#### 第三条 盲導犬訓練施設(身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。)を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業(同法第四条の二第三項に規定する介助犬訓練事業をいう。)を行う者及び聴導犬訓練事業(同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。)を行う者(以下「訓練事業者」という。)は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

- 2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。

#### 第四条 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

### (厚生労働省令への委任)

**第五条** 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

**第六条** 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

### 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

**第七条** 国等(国及び地方公共団体並びに独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。)は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。)を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。
- 3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

**第八条** 公共交通事業者等(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二条第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。)は、その管理する旅客施設(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第四項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。)及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等(車両、自動車、船

船及び航空機をいう。)を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

**第九条** 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

**第十条** 事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

**第十二条** 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

**第十三条** この章に規定する施設等(住宅を除く。)の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

**第十四条** この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

**第十四条** 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であって、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

**第五章 身体障害者補助犬に関する認定等**

(法人の指定)

**第十五条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であって、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

**第十六条** 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であって当該指定法人に申請があつたものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

- 2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなったと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

(改善命令)

**第十七条** 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

**第十八条** 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

**第十九条** 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

**第二十条** この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(身体障害者補助犬の取扱い)

**第二十一条** 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

**第二十二条** 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(国民の協力)

**第二十四条** 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

## 第七章 罰則

**第二十五条** 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定(介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。)は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

**第三条** 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

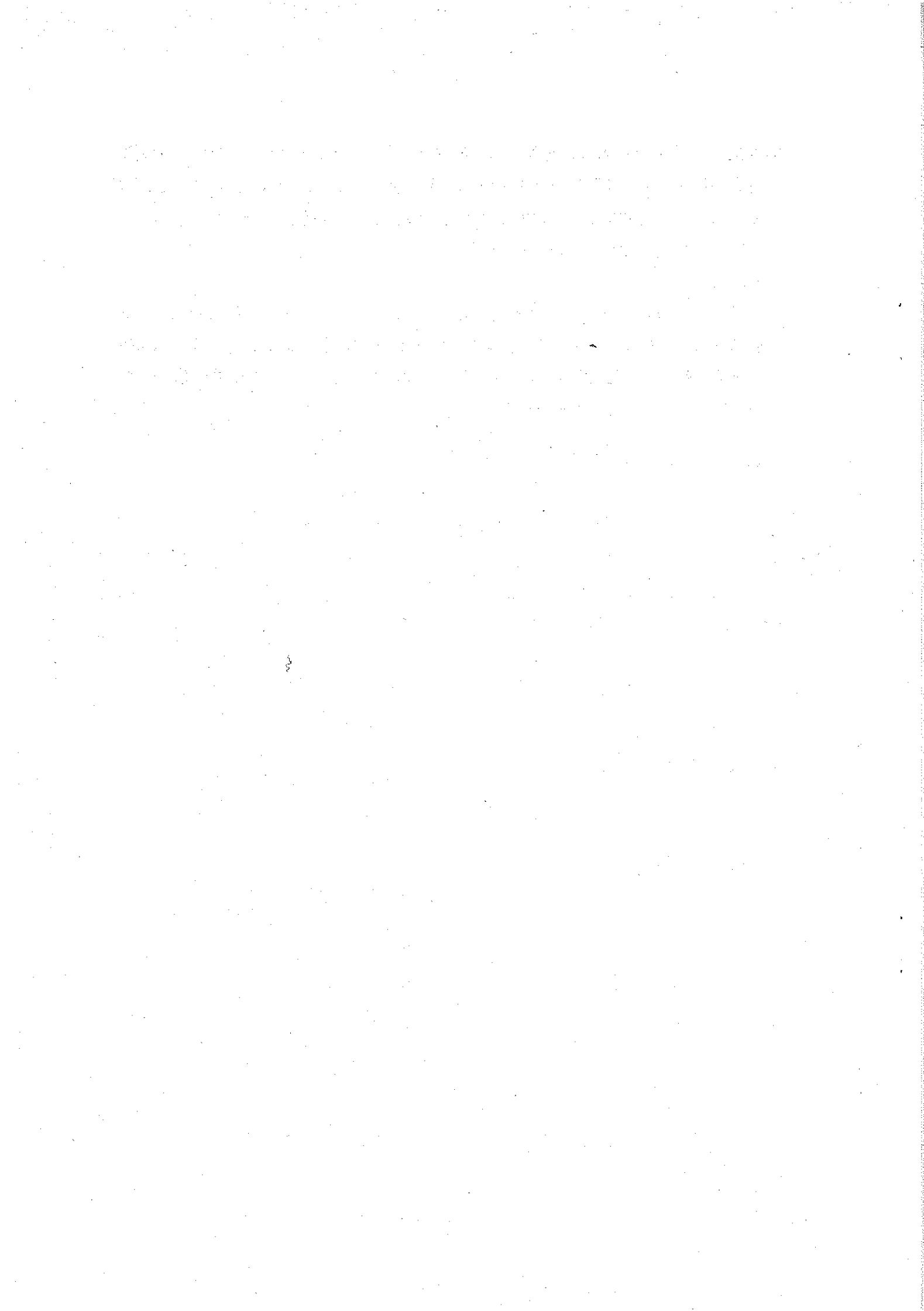
**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなつた場合の措置)

**第五条** 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

**第六条** この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



H18. 6. 26

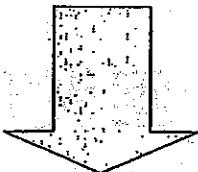
資料 13

# 障害福祉計画関係資料

# 数値目標の設定に関する基本的手順

就労や地域移行等に関する目指す方向を明確化

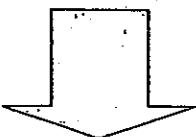
- 利用者のニーズやサービスの過去の伸び等を把握・分析
- 養護学校卒業生の進路動向や福祉施設からの就労移行の状況等から、将来の見通しを検討
- 精神障害者に関する新たなサービスニーズを見極める
- 小規模作業所について今後の方針性を検討



数値目標の設定

- 入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値
- 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 福祉施設から一般就労への移行
- 工賃水準の向上

等



介護給付・訓練等給付個々のサービスの見込量を算出へ

# 障害者の福祉施設利用の動向

地  
域

退院可  
能精神  
障害者  
数

約7万  
人  
(H14)

## 法定の福祉施設

約30万人  
(H17)

## 小規模作業所

約8万人  
(H17)

毎年  
約1.6  
万人増

約7000  
人/年

## 養護学校

約2500  
人/年

就労移行  
(※)

約2500人  
/年

就職

企  
業

等

注)法定の福祉施設からの移行者は年間約2000人  
(平成15年度)

## 障害福祉計画の労働施策に関する数値目標について

基本指針別表第一に定める福祉施設から一般就労への移行に関して、留意事項を下記のとおり別途通知する予定。

基本指針の別表第一に定める福祉施設から一般就労への移行に係る数値目標については、平成23年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労へ移行する者を、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを目指すという目標を達成するため、市町村及び都道府県の福祉担当部局は、都道府県労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、「一 就労移行支援事業の利用者数」、「二 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数」、「三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数」、「四 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の開始者数」、「五 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数」及び「六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等」について数値目標を設定することとされているが、この数値目標については、次の点を目安として設定されたい。

- ① 上記の三については、平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち3割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講することを目指す
- ② 上記の四については、平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が障害者試行雇用事業の開始者となることをを目指す
- ③ 上記の五については、平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が職場適応援助者の支援が受けられるようにすることを目指す

(案)

事務連絡  
平成 年 月 日

各都道府県障害福祉計画担当者 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長補佐

(障害福祉計画担当)

#### 障害福祉計画の作成に係るQ&Aについて

障害福祉計画については、本年度中の作成に向け、現在作業を進めていただいているところと承知しておりますが、近時、障害福祉計画に関する類似の問い合わせがありましたので、別添のとおり、Q&Aとしてとりまとめたところであります。

都道府県におかれでは、障害福祉計画の円滑な作成に向け、管下市町村に対し周知徹底を図るようお願いします。

Q1 障害福祉計画の作成に当たっては、小規模作業所利用者の移行を見込むこととされているが、具体的にどのような形での移行が想定されるのか。

A1 小規模作業所利用者の移行については、①合併等による規模拡大を通じた介護給付・訓練等給付に係る法定施設への移行、②地域活動支援センターへの移行、③法定外施設(地方自治体の独自施策)の利用、④受け入れ余力のある既存法定施設の利用といった選択肢が想定されるが、各自治体においては、現在の小規模作業所の利用者数や意向等を踏まえた上で、地域の実情に応じ、これら選択肢の適切な組み合わせを検討し、まずは移行についての基本的な考え方を示すことが適当と考えられる。

---

Q2 市町村計画について、複数市町村による広域計画の策定は可能か。可能である場合、数値目標の設定については構成市町村ごとの内訳が必要なのか、計画地域全体での設定で差し支えないのか。

A2 市町村障害福祉計画については、それぞれの市町村ごとに作成することが必要であるが、一部事務組合や広域連合で処理する事務として定められている場合には、複数市町村による広域計画の策定が可能である。

なお、広域連合等によらない場合には、それぞれの市町村ごとに作成することとなるが、地域の実情を踏まえ、実務上、広域計画を1つ作成して、それをそれぞれの構成市町村の障害福祉計画とみなすとする取扱いも差し支えない。その場合、数値目標については、原則として構成市町村ごとの内訳を示すこととするが、小規模市町村において施設サービス等に関し、独自に見込むことが困難な場合には、広域的に示すことも可能とする。

---

Q3 移行計画書の集計結果を中間結果に反映させるのは日程的に困難であると思われるが、サービス見込量の修正はいつまで可能か。

A3 お尋ねの通り、移行計画書の集計結果を中間報告に反映させることは困難なところもあると思われるが、9月末時点において得られる移行計画書の結果等を勘案しその時点で想定されるサービス見込量を報告していただければ良いものと考えている。

---

Q4 法第36条による指定拒否は羈束(きそく)裁量性の行政処分とのことだが、指定の間接的影響を受けるにすぎない財政上の制約を理由に指定を拒否・保留することはできないと考えてよいか。

A4 法律上、指定を行なうことができるには計画の数値を超えるか、計画達成に支障が生じる場合に限られており、これらの要件に該当しない場合に指定を行なうことは出来ないものと解される。

---

Q5 日中活動利用者数を見込むに当たり、養護学校卒業者数の今後の見通しについても勘案することであることであるが具体的にはどうやるのか。

A5 養護学校卒業者数の今後の見通しについては、それぞれの自治体において、教育委員会等と連携し在籍者数、過去の卒業者の進路動向等についてのデータ等の提供を受けた上で、養護学校関係者、ハローワーク等の関係者も交え、今後の就職者数の見通し等も勘案し、卒業見込み者のうち、日中活動利用が見込まれる者の数を推計することが考えられる。

